

令和元年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年9月3日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 福田浩二君 | 2番 | 吹場寿郎君 |
| 3番 | 大金清君 | 4番 | 川俣義雅君 |
| 5番 | 益子純恵君 | 6番 | 小川正典君 |
| 7番 | 鈴木繁君 | 8番 | 石川和美君 |
| 9番 | 益子明美君 | 10番 | 大金市美君 |
| 11番 | 川上要一君 | 12番 | 阿久津武之君 |
| 13番 | 小川洋一君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|------|-------|------------|-------|
| 町長 | 福島泰夫君 | 副町長 | 内田浩二君 |
| 教育長 | 吉成伸也君 | 会計管理者兼会計課長 | 笹沼公一君 |
| 総務課長 | 高林伸栄君 | 企画財政課長 | 益子雅浩君 |
| 税務課長 | 小松重隆君 | 住民課長 | 大森新一君 |

生活環境課長	大 武 勝 君	健康福祉課長	立 花 喜久江 君
子育て支援課長	薄 井 和 夫 君	建設課長	益 子 泰 浩 君
農林振興課長	坂 尾 一 美 君	商工観光課長	薄 井 亮 君
小川出張所長	藤 田 善 久 君	上下水道課長	田 代 喜 好 君
農業委員会 事務局 長	小 室 利 雄 君	学校教育課長	板 橋 文 子 君
生涯学習課長	佐 藤 裕 之 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	岩 村 房 行	書 記	笠 井 真 一
書 記	金 子 洋 子		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（小川洋一君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでありますので、ごらん願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、大金 清君及び4番、川俣義雅君を指名します。

◎会期の決定

○議長（小川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から17日までの15日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から17日までの15日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（小川洋一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和元年第4回定例会諸般の報告をいたします。

最初に、陳情の取り扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに提出があったものは、陳情が2件、要請が1件であります。

これら陳情等の取り扱いについては、議会運営委員会で審議いたしまして、配付した議長預かり議員配付文書表のとおり議長預かりとし、議員全員に写しを配付することとしました。

なお、番号3につきましては、提出先が町議会宛てではありませんが、参考に配付したものです。

次に、議員の派遣について報告します。

6月18日から20日の3日間、議員全員による行政視察を実施いたしました。1名が欠席し、12名が島根県海士町の地域活性化と定住化対策、同県邑南町の子育て村構想について、それぞれ視察いたしました。

行政、議会だけでなく、地域住民も一緒になって取り組まなければ、町の振興は図れないものと再認識させられました。行政視察で得られた結果を、今後の議会活動に生かしていきたいと考えます。

この行政視察については、議会だより第56号に掲載し、町民に報告いたしました。

次に、栃木県町村議会議長会について報告します。

6月28日、第1回議長会議及び議長研修会が、宇都宮市のニューみくらで開催されました。

研修会に引き続き、議長会議において、統一地方選による議員改選に伴う役員異動があり、議長会の会長には塩谷町の直井美紀男議長が、副会長には高根沢町の齋藤武男議長と益子町

の星野としお議長が、それぞれ就任いたしました。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告いたします。

詳細は、お手元に配付した報告書のとおりであります。主なものを申し上げます。

6月14日、第3回議会臨時会が招集され、4議案を可決しました。上程された議案のうち、子育て支援住宅整備事業にかかる「町有財産の貸付」は、那珂川町議会として初めての議案でありました。

この子育て支援住宅整備事業に関しましては、6月25日には事業者からのプレゼンテーションを受け、7月17日、事業者主催の子育て支援住宅起工式がとり行われました。今年度の重要施策である子育て支援住宅整備事業が、今後の那珂川町の振興、発展の契機となるよう期待しております。

6月27日から7月5日まで4日間、4会場で町民と議会との意見交換会を開催しました。参加しやすいイメージを持っていただけるよう、名称を従来の「議会報告会」から「町民と議会との意見交換会」に改めたこともあってか、これまで最も多くの延べ70人余りの参加をいただきました。議会や町政に対する要望や意見を多数いただきまして、今後の議会活動や町政に反映できるよう、邁進していきたいと思っております。

6月22日、国登録有形文化財の「飯塚家住宅」を改修し、宿泊施設として活用する「飯塚邸」の完成披露レセプションが開催され、各議員とともに出席いたしました。飯塚邸に関しましては、8月8日にオープニングセレモニーでテープカットが行われました。飯塚邸が那珂川町の観光振興の一翼を担っていただけるものと期待しております。

7月6日、「第69回社会を明るくする運動南那須地区推進大会」が馬頭総合福祉センターで開催され、開催町の議長として出席いたしました。社会を明るくする運動は、歴史ある活動で、更生保護女性会の根強い活動に感謝を申し上げたいと思っております。

8月11日、「鮎とマスのつかみ取り大会」が那珂川の舟戸河川敷で開催されました。那珂川の鮎を合活用した内水面活性化及び地域活性化協議会で主催する夏休みの恒例行事ですが、ことしは国交省の協力を得るなど、例年より盛大に開催され、見ていて楽しい思いをさせていただきました。

8月31日、商工会主催の「那珂川町夢まつり」が旧庁舎跡地で開催され、エヌワン・グランプリや盆踊りコンテストの審査員として参加させていただきました。

最後に、6月定例会以降、議長への報告があった行事や各委員会の開催状況については、配付した資料のとおりであります。その概要について報告いたします。

7月4日に総務産業常任委員会と教育民生常任委員会の両常任委員会において、所管事務調査が実施されました。

7月10日に教育民生常任委員会において、関係団体との意見交換会として、結婚相談所の結婚相談員との意見交換が行われました。

議会広報特別委員会については、議会だより第56号の編集等のために3回開催され、8月10日に発行されました。

議会運営委員会については、議会報告会に関してや臨時会、定例会の運営協議のため4回開催いたしました。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（小川洋一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、おはようございます。

令和元年第4回定例会にご出席をいただき、ありがとうございます。

さて、一昨日の9月1日は「防災の日」となっています。関東大震災や伊勢湾台風などの災害で多くの犠牲者を出したことを忘れずに広く国民が、台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備する日として、1960年に制定されました。

那珂川町では、この日に先立ち、8月1日に役場庁舎において、栃木県、消防、警察、自衛隊などの関係機関や近隣行政区の住民の協力のもと、防災図上総合訓練を初めて実施いたしました。

訓練は、台風接近に伴う大雨から、大雨特別警報が発令され、未曾有の事態を想定して行われました。訓練の中では、矢継ぎ早に報告される土砂災害、河川の氾濫による浸水被害などに対し、通行止めや避難誘導、災害救助の指示など、消防、警察などの関係機関と連携を図りながら、災害発生時における職員の災害対応力の向上を図り、また、実際に避難所を開

設し、地域住民の避難訓練をすることで避難行動の状況確認をすることができました。

今回の訓練を踏まえて、那珂川町地域防災計画に沿った対応のほか、実際の災害では想定外の出来事が発生する可能性を常に考慮し、引き続き、災害対策の改善に努めていきたいと思いをします。

それでは、6月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細は、お手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

6月20日、栃木県町村会主催の令和元年度第1回町村長会議が益子国際工芸交流館で開催され、令和2年度県予算編成並びに施策に関する要望の実施について協議をいたしました。

6月22日から30日の9日間、関東町村会主催の海外行政調査に行っていました。林業振興、若者が政治に関心を寄せる政策支援、持続可能な住宅地再開発、高齢者福祉を主な調査目的として、フィンランド、スウェーデン、ノルウェーの北欧3カ国を訪問しました。

7月4日から9日までの6日間の滞在で、アメリカ・ホースヘッズ村から学生8名、大人3名の計11名の親善訪問団が来町しました。ホースヘッズ村との交流は、平成5年に姉妹都市を提携して以来、ことしで22回目となります。

7月17日、小川庁舎跡地において、子育て支援住宅の起工式が事業者主催で開催されました。来年2月に建物が完成し、3月より入居開始となります。安心して子育てができる環境の整備は、第2次那珂川町総合振興計画における3大重点プロジェクトの1つでありますので、本事業の推進に大きいに期待しております。

7月20日、栃木県主催の「とちぎ元気フォーラム in 那珂川」が小川総合福祉センターで開催され、町民約100名が参加しました。参加者からのアンケートにより希望が多かった、産業の振興・雇用や高齢者対策・医療・福祉について、福田知事と意見を交換しました。

7月22日、栃木県議会県土整備委員会の現地調査が実施され、那珂川町として、国道294号の道路改良事業について、県道福原小川線の交差点から吉野工業所小川第2工場付近の交差点を經由し、上町交差点へ向かうように道路を整備することを要望しました。

8月7日、那須・南那須地区ブロック別市町村長会議が開催され、福田知事と県北5市町の首長が、自治体経営における当面の課題や取り組みについて意見交換を行いました。那珂川町としては、県設置の配偶者暴力相談支援センターを現在の1カ所から、県内各地区の健康福祉センター内にそれぞれ設置するよう要望しました。

8月21日、那珂川町自治功労者等表彰審査会を開催し、候補者の審査を実施しました。審査の結果、特別職の在職10年以上の功労者3名、高額寄附者2名の表彰が決定しました。表

彰式は10月19日、小川総合福祉センターあじさいホールで開催します。

8月22日から24日の3日間、栃木県町村会主催の先進地行政調査視察に行っていました。空き店舗活用による企業促進、三陸ブランド海外輸出、大規模メガソーラー、鶏ふん利用のバイオマス発電所、廃校舎を利用した植物工場並びに東日本大震災からの復興状況の視察を目的として、岩手県遠野市、軽米町、青森県八戸市を訪問しました。

8月26日、烏山土木事務所管内の「とちぎの道現場検証」現地調査が実施されました。那珂川町内では、国道293号三輪地内の町道東西線との交差点付近から町道薬利後沢線との交差点までの延長2,940メートルの事業計画について、また、県道那須黒羽茂木線の田町交差点付近から馬頭中学校入り口交差点までの道路工事について現場確認をしながら、烏山土木事務所の担当者よりそれぞれ説明を受け、意見を交換しました。

終わりに、本定例会には、報告2件、議案では人事案件1件のほか、那珂川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定など、13議案を提出しております。

また、平成30年度一般会計等歳入歳出決算認定8件を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

また、今月21日からは「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」が展開されます。

議員各位におかれましても、なお一層の交通安全意識の向上及び啓発活動にご協力くださるようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（小川洋一君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（小川洋一君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 大 金 清 君

○議長（小川洋一君） 3番、大金 清君の質問を許可します。

大金 清君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番(大金 清君) おはようございます。公明党の大金 清です。

去る7月21日に参議院選挙が行われました。町民の皆様には、公明党にご支援を賜り、まことにありがとうございました。おかげさまで選挙区、比例区合わせまして14人が当選することができました。本当にありがとうございました。この場をおかりいたしまして、感謝申し上げます。

それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。明快な答弁を期待いたします。

子育て支援住宅について。

子育て支援住宅は、当町において、民間企業を活用した初めての事業でございます。この事業は、プロポーザル方式で実施事業者を公募いたしまして、町で選定し、決定したものです。事業者は積水ハウス株式会社グループが子育て支援住宅の設計、建設、管理及び運営をする事業であります。子育て支援住宅の安全・安心を第一に考える上で、建設、管理、運営につきまして、細目12点について伺います。

1点目、建設工事に伴って重要な検査をどのようにチェックをしていくのか伺う。

2点目、準耐火建築物となっているが、どのような耐震構造になっているのか伺う。

3点目、建設工事が遅延した場合は、どのような対応をするのか伺う。

4点目、修繕工事が生じた場合、その費用は事業者、町、入居者のどこが負担するのか伺う。

5点目、改修工事を行った場合、工事費用は事業者、町どちらが負担するのか伺う。

6点目、建物賃貸借契約完了後、全て町に譲渡されることになっているが、修繕、あるいは改修工事を行ってから譲渡を受けるのか伺う。

7点目、家賃は5万円前後としているが、決定されたのか伺う。

8点目、家賃について町として入居者の助成を考えているのか伺う。

9点目、入居の条件について伺う。

10点目、入居する際の連帯保証人の設定について伺う。

11点目、子育て支援住宅の入居募集について、町はどのようにPRをするのか伺う。

12点目、建設工事の進捗事業について、議会にどのように示していくか考えを伺う。

以上、12点について伺います。

○議長(小川洋一君) 建設課長。

○建設課長(益子泰浩君) 子育て支援住宅についてのご質問にお答えします。

答弁に先立ち、8月26日の議会全員協議会を含め、これまでお伝えしてきたことと重複す

る内容があること、公平性を保つため、現段階では公表ができない内容があることを前提にお答えさせていただきますので、ご承知おきください。

まず1点目、建設工事に伴う重要な検査のチェックについてですが、基本的には建築基準法など、各種法令に基づいた事業者の検査、チェック体制によるものとしておりますが、子育て支援住宅の設計、建設、管理及び運営事業の仕様書、また、議会からの要望も踏まえ、子育て支援住宅の設計、建設、管理及び運営事業に関する基本協定書に基づき、町も必要に応じて確認を行っていく予定です。

次に、2点目、耐震構造についてですが、住宅性能表示制度による最高等級の3としています。この等級3は、極めてまれ、数百年に一度程度に発生する地震力、震度6強から7程度の1.5倍の力に対して、倒壊、崩壊しない程度とされているものです。

次に、3点目、工事が遅延した場合の対応についてですが、綿密な工程計画等、随時の進捗状況確認により、遅延はないものと考えております。

次に、4点目、修繕が生じた場合の費用負担についてですが、建物本体や供用部分などは全て事業者の負担となります。入居者の故意、過失によるものは入居者の負担となり、町の負担はありません。

次に、5点目、改修を行った場合の費用負担についてですが、全て事業者が負担いたします。事業提案書にも記載されておりますが、年次計画により実施を予定しております。計画にない改修が必要となった場合は、随時事業者が実施いたしますので、その場合でも町の負担はございません。

次に、6点目、賃貸借契約満了により譲渡を受ける際の修繕、改修の実施については、5点目の質問でもお答えしましたとおり、年次計画により実施されるため、譲渡のための修繕や改修はございません。

次に、7点目、家賃についてですが、町からは平均を5万円とするよう事業者に提示しております。各戸の金額はこれにより事業者が家賃を決定しますが、階層や間取りにより差がつくこととなると思います。

次に、8点目、家賃の助成についてですが、現在事業者と協議している家賃でも、子育て世代のための良質な住宅を提供できると考えておりますので、助成の予定はございません。

次に、9点目、入居条件についてですが、子育て支援住宅整備事業推進計画策定時からの要件として、小学生以下の子供がいる世帯、入居後は那珂川町に住民登録すること、那珂川町や従前の居住地で市町村税等の滞納がないこと、反社会的勢力とかかわりがないことなど、

現在、事業者と協議調整しております。

次に、10点目、入居の際の連帯保証人についてですが、入居者には事業者が指定する保証に加入していただく予定で、連帯保証人は設定いたしません。

次に、11点目、入居者募集のPRについてですが、基本は事業者が行いますが、町でも事業者のホームページに総合リンクしたり、各町有施設や窓口カウンターにポスターやパンフレットを掲示するとともに、広報なかがわやケーブルテレビなどでもお知らせしたいと考えております。また、新聞や雑誌、テレビ局に取り上げていただけるよう、積極的にPR活動をしたいと思っております。

最後に、12点目、進捗状況の議会への示し方についてですが、事業の進捗状況に応じて、常任委員会のほか、現地調査によりお示ししていきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） それでは、再質問に入ります。

1点目、起工式から現在までにおいて、検査、立ち会い等を町で行ったか伺いたいと思います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 質問にお答えします。

7月30日に基礎杭の施工状況、8月29日に基礎コンクリートの施工状況を確認しております。事業者においては、社内規定に基づき検査を実施しております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 今後、建設するに当たりまして、検査の立ち会いをどのようなことをするのか、わかる範囲内をお願いいたします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 検査につきましては、先ほどもお答えしたとおり、法令等に基づいて事業者が行うということが基本となりますが、町も確認という形で完成までにやっけてい考えとしております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番(大金 清君) 具体的にわかればということだったんですけども、立ち会うのはわかりますが、具体的に、こういうとき、こういうときとあると思うんですが、わかる範囲内でお願いします。

○議長(小川洋一君) 建設課長。

○建設課長(益子泰浩君) 先ほどお答えしたように、現在までの工程管理の中で実施、確認しているものはございますが、今後、事業が進んでいくに従って議会に対してご説明をしていきたいということでございます。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 立ち会いをしっかりといただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目、日本は地震大国ですが、子育て支援住宅は震度8程度であれば大丈夫なのか、その辺をお伺ひしたいと思ひます。

○議長(小川洋一君) 建設課長。

○建設課長(益子泰浩君) 先ほどの答弁でもお答えしたとおり、震度6強から7程度の地震力に対して1.5倍、単純に1.5倍しますと9から10.5ぐらいの耐震設計となると思ひますが、それに対して建物は、ダメージは受けるけれども、倒壊、崩壊しないという設計で提案を受けております。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 今の答弁の中で、震度9、10近い、来ても安心だということで、私も安心したところでございます。

それで、3点目に移らせていただきます。

特別な遅延以外で、普通にもし遅れてしまったという場合、業者に対してのペナルティーを考えているのかお伺ひします。

○議長(小川洋一君) 建設課長。

○建設課長(益子泰浩君) 事業者と締結しております本事業に関する基本協定書、協定に基づいて対応することとなりますので、ペナルティーは考えておりません。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 工程につきましては、町もしっかりと携わっていただきまして、遅延のないような対応をお願いしたいと思います。

4点目に入ります。

修繕工事において入居者の過失以外の場合は、全て業者のほうで負担ということでよろしいかお伺いします。

○議長(小川洋一君) 建設課長。

○建設課長(益子泰浩君) 議員おっしゃる通り、事業者の負担となります。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 修繕の場合、細かいところもあるものですから、その点、町のほうでしっかりと確認をしていただきたいと思います。

5点目ですね。30年の期間の間で、どんな年次計画改修を予定しているのかお伺いいたします。

○議長(小川洋一君) 建設課長。

○建設課長(益子泰浩君) 6月25日の議会に対する事業内容に関するプレゼンテーションでもお伝えしましたが、主要構造体、屋根、外壁等は、もともと30年を大幅に上回る耐久性を有する設計となっておりますので、事業者は日常的、定期的な点検を行い、もし異常があった場合は、随時修繕を実施することとしており、予防保全を徹底し、大規模改修によるコストを抑え、30年間メンテナンスフリーという提案計画となっております。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 30年間という期間ですので、やはり修繕、改修等は必ずあると思います。その辺、やはり町も住宅の管理をしっかりと確認して、要望等を行っていただきたいと思います。

6点目、30年後に建物全て町に譲渡をされるということですが、譲渡の前に修繕や改修工事は予定されていないということだったと思いますけれども、本当にそれでよいのか再度確認させてください。

○議長(小川洋一君) 建設課長。

○建設課長(益子泰浩君) 事業者からの事業計画書の内容を審査し、事業者を決定したものであり、提案の内容にない改修や修繕は考えておりません。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） やはり30年の間に修繕、改修工事もしていただくということですが、やはり譲渡する前には、やはりその町で目視とか、その辺の最低限度の検査をして、その辺を修繕、補修をしていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 先ほどもお答えしたとおり、日常の定期点検による修繕等を行いますので、そのときになってみなければわかりませんが、事業者から町へ引き渡しを受けるときには、町も確認をして適切に対応したいと思います。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） しっかりと対応をしていただいて、譲渡する際にはしっかりした建物になっているようお願いしたいと思います。

1つ、町長のほうに提案でございますけれども、建物の譲渡を30年後にさせていただくこととございますけれども、逆に事業者のほうに、その今の敷地を、土地を買っていただいて、また継続して住宅の経営をしていただくというような考えはあるかどうか、町長に伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 建設課長から答えさせますけれども、業者と町との契約の中でそれが可能かどうか、不可能だったらできないと思います。建設課長、答弁。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 事業者公募の公告時点より30年後は、建物を町へ譲渡することという条件のもとに事業を進めております。30年後の協定期間満了が近づいたとき、どのような社会情勢になっているか、あるいは子育て支援住宅や住宅事業がどのような環境に置かれているか未知でありますので、その時点において議員からのご提案も一つの方法として考えたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 町長の答弁、課長の答弁の中で、こういった形でそういうことができ

るかということなのですが、協定書の中で町と事業者が協議をしてという文言もございますので、その点をできればこのまま事業者に30年後も経営をしていただいで、できれば土地を購入していただいで、その後、固定資産でも入ると、買っていただければ代金も入るといことなもんですから、その辺、そのほうがいいのかと私は考えたもんですから、ぜひともそういう考えの案も取り入れていただきたいなと思います。

7点目に入ります。家賃の決定はいつするのかお伺いたします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 先日の議会全員協議会でも説明させていただきましたが、町からの設定金額に対して事業者からの案を提示いただき、現在協議中でございます。今月下旬から来月上旬に事業者が専用ホームページを公開する予定となっております、それまでには決定になると思います。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） もう来年の2月完成ということですので、早目に決定をしていただいで、やはりその知らせるといことが重要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

8点目、家賃の助成はなしとのことですが、平均5万円の家賃は高いと思ひますか、それとも安いと思ひますか、どうでしょうか、その点お伺ひいたします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 単に金額だけではなく、間取りや設備の状況などから判断しまして、高いものとは考えておりません。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） その家賃については地域差があつて、高い、安い、ちょうどいいといことござひますけれども、なかなか5万という金額は若干高いのかなといことでは私を感じたもんですから、その分、助成をしていただければと思ひましたので、今後検討していただければと思ひます。

9点目、入居者条件の決定はいつになるのかお伺ひいたします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 質問にお答えします。

家賃の決定時期と同じく、先日の全員協議会で説明させていただきました内容をもって、現在事業者と協議中でございます。家賃同様、今月下旬から来月上旬の事業者による専用ホームページの公開までには決定いたします。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 早目の決定をよろしくお願ひしたいと思います。

10点目、入居者の連帯保証人の設定はしないかわりに、事業者が指定する保証に加入するということですが、その保証の内容はどうなっているかお伺ひしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 質問にお答えします。

子育て支援住宅の入居に伴い発生する家賃や共益費等が保証の対象となります。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 連帯保証人は、今まで町営住宅ですと、町の方が保証人になるということですが、今回はそれが無いということで、保証に加入すればいいということでは解いたしました。

11点目、入居者の募集のPRについては、全20戸全てが満室になるように事業者と連携、協力をしていただきましてお願ひしたいと思います。

12点目に入ります。今回の事業は、今年度最大の町長も言っておりましたけれども、3大プロジェクトの1つだということでございました。我々議員も現場視察をなるべく実施して、現場の状況を確認していきたいと思っています。事業者は積水ハウス株式会社グループです。この業者は日本でも指折りの住宅メーカーと聞いております。事業者の皆様には、無事故で安全・安心を第一に、すばらしい日本一の子育て支援住宅の建設をお願ひしたいと思います。

また、この事業は栃木県で初めての事業となります。那珂川町が未来に誇れる子育て支援住宅に町一丸となって推進してもらいたいと思います。

最後、町長に子育て支援住宅の意気込みを一言お願ひしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 町長に一言ということでございますが、今、最後に大金議員が私の気持ちを代弁してくれたような気はするところでありますが、この事業、那珂川町はもとより県内においても初めての事業手法によるものであります。そういうことで優良な先進事例と

なれるように進めてまいりたいと思いますので、議員の皆様にもご理解、ご協力をよろしく
お願いいたします。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 最後になりますけれども、この事業は10億円の事業でございますので、
しっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で公明党、大金 清の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小川洋一君） 3番、大金 清君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◎答弁の訂正

○議長（小川洋一君） ここで、先ほどの大金 清議員の一般質問に対する答弁について、建
設課長から訂正があります。

建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 先ほどの大金議員の質問の2点目、耐震構造について、お答えに
つきまして、震度6強から7程度の1.5倍、9から10という答弁をいたしました。が、「9か
ら10」という発言を撤回させていただきます。で、「震度6強から7程度の1.5倍」という表
現にさせていただければと思います。

以上です。

○議長（小川洋一君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） 若干補足させていただきますけれども、1.5倍という説明ですけれ

ども、わかりやすく説明させてもらいましたが、1.5倍というのは安全率の関係の1.5倍ということになりますので、実際、性能で言われているのは今、課長が言ったとおり震度6から7程度ということで、過去に経験されたような中でそういうものに耐え得ると、1.5倍というのは、ある程度、地盤とか材料で幾らか不確定要素がありますので、そういった意味の1.5倍ですので、単純に震度で掛けて、そこまでもつというそういう内容にはなってございませんので、説明させていただきました。よろしく願いいたします。

◇ 鈴 木 繁 君

○議長（小川洋一君） 7番、鈴木 繁君の質問を許可します。

鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 7番、鈴木 繁です。

通告書に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は3項目、大きく分けて質問をいたします。

1つ目の項目は、地域防災計画と地区防災計画についてであります。

2つ目は、防災士の育成についてであります。

3つ目は、受動喫煙防止対策についてであります。

早速質問に入りたいと思います。

1つ目の項目、地域防災計画と地区防災計画についての質問をいたします。

災害の発生をとめることは難しいですが、災害が発生した際に、できるだけ被害を抑えるための防災対策を備えておくことは可能です。日本では、災害に対する防災対策として、国の防災基本計画や都道府県、市町村の地域防災計画がありますが、それよりも小さい範囲内における防災計画として地区防災計画があります。

東日本大震災において、自助、共助及び公助が連携することによって大規模な広域災害後の災害対策がうまく働くことが認識されました。その教訓を踏まえて、平成25年に災害対策基本法で地区防災計画制度が新たに創設されました。災害からの被害を最小限に抑えるために、町が策定する地域防災計画と行政区等が作成する地区防災計画の連携が必要です。

そこで、次の5点についてお伺いをいたします。

1 点目、閉庁時に災害が発生した場合の職員の対応について伺います。

2 点目、避難所開設に関する職員の対応についてお伺いをいたします。

3 点目、先月の 8 月 1 日に行われました栃木県・那珂川町防災図上訓練についての内容を伺います。

4 点目、那珂川町防災計画には、地区防災計画への取り組みに関する事項は盛り込まれておりませんが、地区防災計画についての町の考えをお伺いいたします。

5 点目、今後、行政区等の地区防災計画の策定について、どのように連携していくのかお伺いをいたします。

以上、5 点について 1 回目の質問といたします。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 地域防災計画と地区防災計画についてのご質問にお答えいたします。

まず 1 点目、閉庁時に災害が発生した場合の職員の対応についてですが、町地域防災計画第 3 章第 1 節に定められている対応を実施します。

地震の場合は、震度 4 で総務課職員は直ちに登庁し、情報収集及び応急対策を行い、注意態勢をとります。被害発生を覚知した場合には、必要に応じて関係課と連携して対応に当たります。震度 5 弱以上の場合は警戒態勢となり、災害警戒本部を設置し、総務課ほか関係課の職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施します。震度 6 弱以上の場合は、災害対策本部を設置し、全職員で災害の応急対応に当たることとなっています。

風水害では、気象警報が発令された場合には、総務課、建設課、農林振興課、上下水道課の関係職員が当庁し、被害状況の把握、被害の応急対策手配を実施いたします。また、中規模な災害発生が見込まれるときは、災害警戒本部を設置することとなります。

次に、2 点目、避難所開設に関する職員の対応についてですが、現在、町では内閣府から示された避難勧告等に関するガイドラインに基づき、5 段階の警戒レベルで住民の皆さんにお知らせすることとしています。警戒レベル 3 は避難準備・高齢者等避難開始で、高齢者等の要配慮者は避難を、警戒レベル 4 の避難勧告では指定緊急避難所等への避難行動、警戒レベル 5 は災害の発生情報で命を守るための最善の行動を促すこととしています。

具体的な職員の対応といたしましては、警戒レベル 3、避難準備・高齢者等避難開始が発令される見込みとなった段階で、順次開設する避難所を決定し、避難者受け入れのための受け付け準備や町で備蓄している毛布、食料などの生活用品の搬入を行い、受け入れ態勢を整

えます。

次に、3点目、8月1日に行われた栃木県・那珂川町防災図上総合訓練についてですが、先ほど行政報告でも申し上げましたが、行政区における避難訓練を馬頭総合福祉センター、県における災害対策本部の図上訓練を県庁、町における災害対策本部の図上訓練を役場庁舎会議室で実施し、情報伝達や初動対応の訓練を行いました。

なお、県災害派遣要員、警察署、消防署、自衛隊、宇都宮地方気象台などの関係機関の職員にも参加いただいて実施したところであります。

次に、4点目、地区防災計画についての町の考えについてですが、過去の災害の経験から自助、共助、公助のうち、自助と共助が重要であるとして、国では市町村内の一定の地区の居住者等が行う自発的な防災活動を推進する地区防災計画制度を創設しました。災害発生時に最も大切な自助、共助を促進するための地区防災計画は非常に重要なものであると考えています。

次に、5点目、行政区等の地区防災計画の策定について、どのように連携していくのかについてですが、地区防災計画は内閣府におけるガイドラインにおいて、地域の特性に応じて計画を作成することができるとされています。そのため、県事業を活用し、モデル地区を選定し、行政区と連携しながら町における地区防災計画のひな形を作成して、ほかの行政区における計画作成を促進してまいります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 答弁をいただいた中で再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の閉鎖時の災害が発生した場合の職員の対応についての再質問をさせていただきたいと思います。

今、答弁の中で地震時と風水害での各課の職員の対応について答弁をいただいたところがございます。

そこで、再質問をいたしたいんですけども、災害が発生した場合に、情報の混乱を避けるために正確な情報収集というのが一番大切だと思います。そして、速やかに災害に対する情報の伝達が重要だと思います。正確な情報を得るためにも住民の協力は不可欠だと思います。職員の災害時の体制の中で、住民との協力体制については町はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 災害時の住民との協力体制であります。災害時にはより多くの情報が必要だと認識をしています。そのようなことから、住民、あるいは行政区などとの協力体制が必要だと、重要だと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 町としても非常に協力体制の認識は重要だということは認識していただいているということで、これは大切なことなのでよろしくお願いしたいと思います。

その件につきまして、再度ちょっと再質問をさせていただきたいと思うんですけれども、各課との連携について町の地域防災計画ではちゃんとうたわれてわかるんですけれども、職員の間ですね、職員間という言い方が正しいんかもしれませんけれども、職員の間で、いつ起こってもおかしくない災害対策については何か行っていることというのは、あればお示しをさせていただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 職員につきましては、災害時の職員の対応マニュアル、災害時対応マニュアルというものを作成してございます。それによって行動するよう、日ごろから周知しているところでございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 職員の対応マニュアルというのがあるということで、ちょっと私も知らなかったんですけれども、安心いたしました。常に職員間でその対応マニュアルを見ながら、一人一人の職員が防災意識を高めているということで認識をいたしますので、今後ともその点につきましてはよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、2点目の避難所開設に関する職員の対応について再質問をさせていただきたいと思います。

気象庁が大雨警報や洪水警報で、町が警戒レベルの3を発令した場合に、避難開設が始まるということだったんですけれども、備蓄している生活用品の搬入等も含めて、先ほど町長の答弁であったように、登庁いたしました総務課、建設課、農林振興課、上下水道課ですか、

この4つの課が対応するというので認識をしてよろしいですか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 災害の発生で警戒レベル3のときにつきましては、とりあえずの登庁というのが総務課、建設課、農林振興課、それから、上下水道課とライフラインを預かる課が登庁することとなっております。そのほかに避難所開設という場合には、マニュアルといますか地域防災計画の中で担当する課が生涯学習課となっております。生涯学習課についても登庁していただきまして、避難所開設の担当をしていただくこととなります。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

[7番 鈴木 繁君登壇]

○7番（鈴木 繁君） プラス生涯学習課のほうでも担当して、手分けをして避難所開設等に当たるといふご答弁ですね。わかりました。

その点で、再度この避難所開設について再質問を行いたいと思うんですけども、現在、那珂川町には39カ所の指定避難所があります。設けられています。先ほどから申しているように、町が警戒レベルの3を発令した場合には避難所の開設を行うということですが、今、町には39カ所の指定避難所の中に、土砂災害警戒区域内に実は入っている指定避難所もあるわけなんです。そのような場合が設けられている場合に、そのようなところに避難をされた場合には2次被害になってしまうという可能性もあるんですけども、指定避難所の開設に関しては、町はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 現在の避難所につきましては、議員おっしゃるように災害に対応できない避難所もございます。災害の種類によって避難所を指定するというので、状況に応じて避難所を指定するということとしております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

[7番 鈴木 繁君登壇]

○7番（鈴木 繁君） 災害の状況とかによって避難所を指定するという今、答弁がありましたんで、しっかりとそのような見きわめをして、避難の際には高齢者の避難誘導をお願いしたいと思います。

2点目については、再質問を終わりたいと思います。

続きまして、3点目の栃木県と那珂川町の先月行われた図上訓練の内容についての再質問

をいたしたいと思います。

町長も先ほど行政報告の中で軽く触れてはいただいたと思うんですけども、今回の8月1日に行われた図上訓練についての内容の答弁で、何の災害を想定した、どのような具体的に災害を想定した訓練が行われたかということをお示ししていただきたいんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 想定した訓練の想定というのは、風水害でございます。土砂災害、あるいは河川の氾濫による浸水被害を想定したものでございます。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） それでは、先ほどの答弁に続いて、また再質問させていただきます。

総合訓練における関係機関との情報伝達の初動対応の訓練との最初、答弁の中でもありましたが、今回のような訓練は那珂川町では初めてだと思うんですね、町長もお話あったように初めてだと思います。今回訓練を行いまして、いろいろな課題が出てきたと思います、最初の訓練なんで。その訓練の中で一番の課題は何だったのか。そして、その課題を今後、防災に対してどのように生かしていくのかということをお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 課題というのは、やはり情報の伝達、それから、共有というものをいかに図るかというところが一番難しかった、これからの課題かと考えています。特に刻一刻と変化する役場及び関係機関による災害の対応状況、これを各課に伝達、あるいは共有すると、そういった、いかに最新の情報を更新していくかというところに課題が見えてきたと考えています。

今後、情報を一元化した地図、あるいはホワイトボードなどをさらに活用して、検討を重ねて課題を解決していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 大きな課題が、情報伝達等が課題ということでご答弁をいただきました。やはり先ほども述べていますけれども、情報伝達というのは一番致命傷になりますので、しっかりとした情報伝達等が大切だと思います。その課題を今後も2回、3回あるかどうか

わかりませんが、しっかりと生かして住民に安心するような避難訓練にしていきたいと思っております、図上訓練に関しては。

そこで、再度質問しますが、今回の訓練は何度も言うように図上訓練で行ったとお話をお伺いしております。那珂川町は災害を想定した学校や事業者等との連携による避難訓練は実施しておりません。町の防災計画の中にも、被害想定というのは直下型のマグニチュード6.9という形で示されていると思っておりますけれども、災害の意識向上のためにも、町全体で避難訓練を行ってはどうかと思っております。先日も認定わかあゆこども園でも避難訓練を行ったとちょっとお聞きしております。学校単位でもやられているというのはお聞きしています。すばらしいことだと思いますが、それを全体を連携してやることも重要だと思うんですけども、その辺についてお答えをいただければと思います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 議員おっしゃるように学校とかと連携した訓練は現在行っておりません。学校などにつきましては、避難訓練などにつきましては消防署と連携して行っております。

今後そういった連携した訓練というのも検討してまいりたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 前向きに検討していただきたいと思っております。これはやるとなったら、かなり大規模にはなると思うんですけども、これは私は必要だと思うので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、図上訓練の質問については終わりにいたします。

次の4点目の地域防災計画と地区防災計画の取り組みについて盛り込まれていないが、地域防災計画について町の考えということでご答弁をいただいた内容について再質問をしたいと思います。

地区防災計画については、非常に先ほども答弁でいただいたように重要と町は認識していることの答弁をいただき、これから前向きに取り組んでいただけたらと思います。1995年の阪神・淡路大震災のときに、実は救出された人の割合を調べたんですけども、自助と共助で97.5%、公助で、いわゆる警察、消防、自衛隊等で2.5%というデータが出ています。これは日本火災学会の調査報告書の中なんで、国が発表しているのは若干違うんですけども、日本火災学会ではこのように調査報告を出しております。また、答弁でもありましたように、

自助、共助は非常に重要との町の答弁もありました。

そこで、現在町の地域防災計画は平成28年の2月以降、改定はされておられません、地区防災計画への取り組みは今後、町の地域防災計画に取り入れると判断してよろしいのか、お伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 県内でも地区防災計画が策定されてきておりますので、他市町を参考にして地域防災計画へ取り入れることに関して調査研究をしてみたいと考えます。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） これからの時代、地区防災計画というのはどの自治体でも取り組んでいる時代ですので、ぜひ町の地域防災計画に取り入れていただきたいと思っております。

そこで、再度質問をしたいんですけども、今、那珂川町の現在の防災マップには今はなくなっているんですけども、指定避難所が示されているところがあります。町地域防災計画は、防災マップ区割り図も含めて改定の予定は今後あるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 地域防災計画の改定につきましては、来年度以降と考えています。また、防災マップにつきましては、今年度刷新するという事で予定をしております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 防災マップに関しては今年度で、地域防災計画が来年度という形ではよろしいんですね、はい。そういう計画があるということなんで、ぜひ改定の際には地域防災計画も盛り込んでいただきたいと思えます。

それでは、4点目の質問を終わりにし、5点目の再質問入りたいと思えます。

5点目の再質問で、地区防災計画の策定について、どのように連携していくのかという再質問ですが、その中の答弁で、県の事業を活用すると答弁でありました。多分、栃木県の地区防災計画策定促進事業のことをおっしゃっているのではないかと私は思うんですけども、この事業は県内各市町に一つの地区をモデルとして選定して、その地区へ防災士等の専門家を派遣することにより、地区防災計画策定を支援する事業であります。

今年度、栃木県内で4市5町がこの事業に手を挙げました。しかし、当町的那珂川町は今年度、この事業には手を挙げていません。なぜ参加しようと思わなかったのかお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 作成に当たっては行政区単位で作成ということがございまして、選定に時間を要したということがございます。

今後、重要と考え、来年度以降、県事業を利用して作成できるように進めていきたいと考えています。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 来年度以降、この事業に手を挙げるということなんで、ぜひ町も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上で大きな項目の1点目の質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、大きな項目の2項目、防災士の育成についての質問をいたします。

日本防災士機構は、阪神・淡路大震災の教訓の伝承と市民による新しい防災への取り組みを推進し、国の防災と危機管理に寄与することを目的に、平成15年に創設されました。災害の発生直後から初期段階における自助、共助における防災活動を実施する人材として防災士が期待されております。

そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目は、防災士の資格を取得している町の職員、教職員及び社会福祉施設関係者などの人数をお伺いをいたします。

2点目、防災士の取得、育成及び活動内容について、町の考えをお伺いをいたします。

3点目、防災士の資格を得るための助成制度の考えはあるのかお伺いをいたします。

以上、3点について1回目の質問といたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 防災士育成についてのご質問にお答えします。

まず1点目、防災士の資格を取得している町職員等の人数についてですが、調査した限りでは、取得している人はおりませんでした。参考までに、栃木県内の防災士は、本年3月末時点で3,004名、うち町内には7名でありました。

なお、防災士は社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のために活動が期待され、

かつそのために十分な意識、知識、技能を有している者として、日本防災士機構が認証した人のことをいいます。

次に、2点目、防災士の取得、育成及び活動内容についてですが、今後、町職員、地域の防災リーダーとなる方を中心に、資格取得育成に向けた取り組みが必要と考えております。また、活動内容についてですが、防災士の基本理念であります自助、共助、協働を中心に、地元地域において災害発生直後における避難誘導や避難所開設、運営などを町と協力して行っていただくことを期待しています。

次に、3点目、防災士取得のため助成制度の考えについてですが、既に県内において直接助成制度を行っている市町もあることから、その活用状況を参考にしながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） それでは、答弁についての再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の職員、教職員等の人数についてですが、残念ながら当町においてはゼロということで発表がありました。町内で在住しているという、登録をされている方が7名ということなんです。これにかかわっていないということだと認識します。3月現在で3,004名という今、答弁をいただいたんですけれども、近々の直近の情報では、8月末現在では栃木県で3,078名の方が資格を取得したという登録がございます。栃木県でも今かなり知名度というか、そういう防災士に対しての意識が高まっております。

そこで、防災士の資格試験というのは実は2003年に始まっております、この資格制度ですね。それから、もう16年がたっていて、各自治体でも資格を取っているところはかなり多いです。那珂川町では、今まで防災士の資格取得に向けた動きがなかったということは、何かあったんでしょうか。取り組みがなかったというその理由についてお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 東日本大震災以降、防災士の重要性については認識はしてはしておりますが、民間レベルでの取得というのが有効と考え、職員については資格取得については推進してはしていませんでしたが、今後、職員を含めた資格取得に向けた取り組みについて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 今後、資格取得に向けた動きをしていただけるということで、よろしくお願ひしたいと思うんですけれども、実は日曜日に私も県の防災のほうに行ってきました。防災士のブースがあったんで、その中で資格についてのいろいろなお話を聞いたんですけれども、消防とか町にかかわっている消防関係の方ですね、何か特別事例があるらしくて、試験を受けず2日間の講習もしなくて日本の防災士機構のほうに登録をすれば、登録料の5,000円だけ払えば、そういう方は何か免除できるような話も聞いたんで、もし参考のために日本防災士機構のほうに問い合わせしてみれば、資格なんかも取れると思うので、参考にしてみたいと思います。

それでは、2点目の防災士の取得、育成及び活動についての再質問をさせていただきたいと思います、そちらのほうのですね。

町職員、地域防災リーダーなどの資格取得について、先ほど前向きな答弁をいただいたところでございます。活動内容も具体的に答弁をいただきました。

そこで、今現在、防災士資格についての、うちの那珂川町としての具体的な動きというか、そういう計画等があればお示しをしていただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 現在のところはございません。ただ、先ほど答弁したように、職員等含めて資格取得について検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） それでは、先ほどの答弁について、再度質問したいと思います。

具体的な動きはなかったという答弁ですけれども、資格を取るには、先ほども申したように防災士の育成研修講座を2日間受けなければなりません。市町村では、お話もあったように独自で防災士育成研修講座及び試験を行っているところもあります。一番近いところでは、お隣の大田原市ですね。大田原市は毎年行っていると担当者の方とちょっとお話をさせていただいて伺っております。費用については、登録料のみということでお伺いしております。地域防災リーダーになる人や町職員など、資格取得に向けても、町でも養成講座等及び試験を行うのも一つの、最初なんでね、策とは思うんですけれども、その件について町の考えをお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 研修講座等の実施についてですが、大田原市でやられているという事なんで、そちらを参考にして検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） ぜひ大田原市のほうの内容等を伺って、当町でも最初にそのような講習ができればと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、3点目、防災士の取得のための助成制度について再質問をさせていただきたいと思ひます。

答弁では検討するとのことですが、資格を取るには6万920円という膨大な金額がかかります。これは今月いっぱいです。来月から消費税がありますので、10月以降からは6万1,900円、約6万2,000円という費用がかかります。防災を担当する町の職員には、早い時期に防災士の資格取得をして取っていただきたいと思ひます。そして、町の防災にかかわる職員ですから、防災対策の仕事の延長なので、町の職員がもちろん自己負担をすることがないようにと私は思っております、資格を取る際ですね。その件につきまして、町はどのように考えているのかお伺ひいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 防災上、重要な資格と思われまますので、職務に関係するということであれば職員の取得に関しても検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） ぜひ仕事の延長ですから、早急にその件に関してはお願ひしたいと思ひます。

その件について、最後に、再質問という形でさせていただきたいんですけども、職員以外ですね、町の職員以外の助成制度の件で1つ提案がありますけれども、行政区内の将来の地域防災リーダーになる方などは、例えば行政区長等の推薦状等があれば、助成補助の対象にすることも検討に入れるべきと思ひます。実は、那須塩原市なんかは各地域の行政区長ですか、各地域のリーダー、行政区長等の推薦があれば、全面補助するというような那須塩原もありますけれども、全面補助するという部分は省いても、そういうふうに将来の地域リー

ダーになる方のための助成制度というのは考えてもよいかとは思いますが、その辺についてはいかが考えですか、お伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 資格の取得に向けた取り組みの中で補助制度等の創設につきましても、鈴木議員の提案につきましても参考にしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） ぜひその件、よろしくお願ひしたいと思います。

防災士の育成についての質問を終わりにしたいと思います。

それでは、最後の3項目め、受動喫煙防止対策について質問をいたします。

たばこに火をつけると、喫煙する人がフィルターを通して吸う主流煙だけではなく、たばこの先端から副流煙が発生します。周囲の人がこれを吸ってしまうのが、俗に言う受動喫煙という形になります。たばこを1本数と約50%から60%は副流煙になると言われており、実は主流煙よりも多いという報告がございます。

そこで、受動喫煙防止対策を強化するため、昨年の2018年7月に健康増進法の一部が改定をされました。ことしの2019年7月に一部施行され、学校や病院、児童福祉施設等、行政施設などの敷地内が原則禁煙になりました。

そこで、3点についてお伺いをいたします。

1点目、改正施行後の受動喫煙防止対策の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

2点目、受動喫煙による妊婦や小児への悪影響について、どのように町は認識しているのかお伺いをいたします。

3点目、今後の受動喫煙防止対策の取り組みについてお伺いをいたします。

以上、3点を1回目の質問といたします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 受動喫煙防止対策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、法改正後の受動喫煙防止対策の取り組みについてですが、今回の改正の趣旨は望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子供、患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設等の区分に応じ、施設の一定場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理者が講ずべき措置等について定められたものです。そのため、多くの方が利用する施設

等には学校、病院、児童福祉施設等及び行政機関が第1種施設、それ以外の施設で事務所、工場、旅館、飲食店、鉄道などは第2種施設と定められ、それぞれ措置を講じることとされました。

第1種施設は令和元年7月より規制が開始され、駐車場を含め、原則敷地内禁煙、また、第2種施設は原則屋内禁煙となり、その他の施設とあわせ令和2年4月より全面施行となります。町では、該当する施設において所管する課で、それぞれ対応しております。

健康福祉課では、住民へ普及啓発するため、5月10日に行政区長を通じ、県から配付されたリーフレットを自治会に回覧し、周知をお願いいたしました。また、広報なかがわ5月号の保健師コラムの中で受動喫煙防止について及び5月31日から6月6日の禁煙週間とあわせて掲載しております。さらに、那珂よし健康ポイントの登録申請時や住民健診などの場面で、望まない受動喫煙のリーフレットの配布を行い、また、各施設や店舗にポスター掲示を依頼し、広く周知活動を行っております。

次に、2点目、受動喫煙による妊婦や小児への悪影響の認識についてですが、改正法の中でも受動喫煙による健康への影響が大きい子供などへ特に配慮を講ずべき措置となっております。町では、妊婦や小児へ悪影響を及ぼすことを考慮し、それぞれの機会を捉えて説明しております。

まず、妊婦への影響としては、流産や早産などの危険性が高まり、低体重出生児などの発育障害も心配されています。また、小児への影響としては、乳幼児突然死症候群や小児ぜんそくの原因になるなど、喫煙はさまざまな影響を及ぼすと言われております。特に町では、父親の喫煙率が高い傾向にあることから、受動喫煙の悪影響について母子健康手帳交付の面接時や乳幼児健診などを通じて周知しているところです。

次に、3点目、今後の受動喫煙防止対策の取り組みについてですが、来年4月からは第1種施設以外が全面施行となりますので、関係機関や関係者で情報を共有しながら受動喫煙防止に取り組んでいきたいと考えています。

また、若者の喫煙もニコチン依存になりやすい大きな問題であるため、小・中学校で実施している思春期教室においてや母子健康手帳交付時、乳幼児健診などにおいても引き続き、周知していきます。

今後受動喫煙防止の意識を社会全体で高められるよう、広報やホームページ等に掲載し、機会あるごとに普及啓発に努めてまいりたいと考えます。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 今、3点について答弁をいただきましたので、再質問のほうをしたい
と思います。

まず、1点目の施行後の受動喫煙の具体的な取り組みについての再質問をさせていただき
たいと思います。

健康福祉課の周知活動を含め、具体的な取り組みにつきましては、ただいま健康福祉課長
からの答弁で内容的には承知をしたところでございます。

ここの本庁舎及び小川出張所についてお伺いいたしますけれども、原則敷地内禁煙でも、屋
外で受動喫煙を防止する必要な措置がとられた場合は喫煙場所を設置できると、これはうた
われております。ここで必要な措置というのは、3点ここにはいつているんですけども、
喫煙場所と非喫煙場所の区画がされていること、喫煙場所であることを明記した標識を掲示
すること、施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること、以上の3点をいいますが、
庁舎や小川出張所についてはどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 役場庁舎につきましては第1種施設ということで、原則敷地内禁
煙ということになっております。小川出張所については敷地内禁煙を実施しております。本
庁舎につきましては、特定喫煙場所ということで庁舎北側に喫煙場所を設置しているところ
でございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 小川出張所は敷地内禁煙で、本庁舎においては、この3つの条件に満
たされた中でやっている認識を今、答弁の中でお聞きしました。

それについてちょっと再質問いたしますけれども、受動喫煙防止対策というのは、町が先
頭になって模範を示していただきたいと私は思います。町が積極的に取り組む姿勢を示すの
は重要だと私は思いますけれども、改めて町の考えをお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 健康増進法の改正の趣旨というものを重要と考え、敷地内全面禁
止ということで、今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 健康増進のために、ぜひよろしくをお願いします。

最後に、再質問でさせていただきたいと思うんですけれども、子供たちも利用する運動施設や認定こども園、教育施設はどのような取り組みを行っているのかお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） ご質問の取り組み状況についてお答え申し上げます。

生涯学習課所管施設のうちスポーツ、特にスポーツ関係施設、運動場、体育館につきましては既に駐車場を含め、原則敷地内禁煙のお知らせを施設に貼付いたしまして、各種団体、利用団体に周知を図っているところでございます。また、生涯学習施設のうち、広重美術館、なす風土記の丘資料館並びに小川公民館がありますが、関係機関や関係者で情報を共有しながら、今後ますます受動喫煙防止法に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） ただいまご質問がありました認定こども園につきましては、駐車場等含めまして全面禁煙となっております。禁煙することにつきましては、保護者会等におきまして、保護者の皆様にお知らせしているところでございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 教育施設ということで、学校につきましては今般の法の改正以前の平成22年度に文科省より通知がありました、学校における受動喫煙防止対策の推進についての通知内容を踏まえまして、町内全ての学校におきましては10年前から学校の敷地内を全面禁煙としております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 子供が利用する運動施設等、原則的には禁煙と、すごくありがたいと思います。表示等もして周知もされて、今後どんどんしていくということで、継続してよろしくをお願いします。もちろん認定こども園等、教育施設についても積極的に取り組んでいる

という今、答弁をいただきましたので、安心をいたしました。その件につきましては、再質問はありません。

次、2点目、受動喫煙による妊婦や小児への悪影響について再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、健康福祉課長から等も健康に対する悪影響について、多様に答弁をいただきました。多分WHOも、これははっきりと公表している内容だと思うんですね。小児についても、私もちょっと調べたら中耳炎、全然関係ないんですけども、中耳炎にも原因があると、これは公表されております。かなりいろいろな面で子供たちには悪影響になっています。

そこで、母子手帳や乳児健診などで受動喫煙の悪影響についても一生懸命、町として周知をしていただいているという答弁もいただきました。

そこで、町のホームページについては3点目でも課長が軽く触れたと思うんですけども、今回私が訴えたいのは、町のホームページなどで受動喫煙防止対策の専用サイトみたいなリンクができて、専用サイトを設けて、その中で受動喫煙に対するいろいろな情報ですね、例えば受動喫煙による疾患で、1年間で約1万5,000人の人が亡くなっているという、これは国が発表しています。そういう情報や、先ほど健康福祉課長がおっしゃったように、妊婦や小児への健康への悪影響等の情報を載せて、広く町民に常時知っていただきたいというような形をとっていただきたいんですが、お考えとしてはいかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） ホームページなどで専用サイトを設けて掲載してはどうかというご質問でございますが、県や各市町などでもホームページを立ち上げて、既に実施しているところもあるようですので、当町におきましても法改正の趣旨や具体的な取り組みについて掲載し、国や県へリンクできるように検討したいと思っております。

また、小児への悪影響を含め、たばこの害は、がんだけでなく日本人死亡の最大因子とも言われておりますので、機会あるごとに普及啓発していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） すごく前向きな答弁で安心しました。私は、もともとたばこは吸わないので、執行部の中でもたばこを吸われる方がいらっしゃると思うんで、すごく苦しいんですけども、ご協力をいただいて、子供たちのために受動喫煙に対して積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、3点目の今後の受動喫煙防止対策の取り組みについて再質問させていただきたいと思います。

今後も答弁の中で母子手帳交付時や乳幼児の健診での周知はしていくということはわかりました。

そこで、これは非常に難しい問題なんですけれども、家庭内での受動喫煙について、これはすごくやはり難しい面があると思うんですが、町としては家庭内での受動喫煙についての防止策については、どのように今後取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 家庭内での受動喫煙の防止策についてですが、他の自治体においては、家庭内で子供と同室にいる空間とか子供と同乗する車の中、また、公園や広場等の路上などで吸ってはいけない場所として定めている自治体もございまして、子供を受動喫煙から守るといった先駆的な取り組みをしているところもあるようです。

当町におきましては、そういった先駆的な取り組みを参考に、各種媒体を通し、関係機関と連携して会議とか集会などでも個人の認識を高める活動を実施していきたいと考えます。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） ぜひ一番本当はお父さん、お母さんが吸われた部屋とか車の中というのは、子供たちに悪影響になりますので、関係機関とか、あと取り組んでいる自治体と情報をいただきながら、できるだけ対策を取り入れていただきたいと思います。

それでは、最後の質問といたします。

今後、受動喫煙に関する講演やセミナー等などを開催しまして、広く周知をしていただければと思うんですけれども、そのような開催する方法も必要と考えますが、町としてはどのような考えを持っておられますか。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 講演会やセミナーなどの開催なんですけれども、受動喫煙防止対策単独での開催となりますと集客数への懸念もありますので、例えば現在まで実施している講演会や研修会などとコラボして実施するなど、また、関係機関とか関係者と連携して実施できればと考えております。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 単体に私はこだわらず、町の考えでいろんなコラボをして周知できれば、やはり那珂川町は積極的に取り組んでいるという住民に対しても示しがつくと思いますので、ぜひ実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の3項目に対する執行部に対する質問を今回は終わりにいたします。

○議長（小川洋一君） 7番、鈴木 繁君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時20分といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時20分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 益子純恵君

○議長（小川洋一君） 5番、益子純恵さんの質問を許可します。

益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 5番、益子純恵です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問を行います。

今回は大きく3項目について質問いたします。

第1項目として、町民の防災・防犯意識の高まりに応えるまちづくりについて。

第2項目として、エコグリーンとちぎ建設に伴う県道那須黒羽茂木線の一部町道移管に際する道路整備について。

第3項目として、幼児教育・保育無償化について。

以上、3項目について伺いますので、簡潔明瞭な答弁を期待いたします。

それでは、1項目め、町民の防災・防犯意識の高まりに応えるまちづくりについて伺います。

危機管理のかなめは、最大最悪の事態を想定して備え、被害を最小限にとどめることと
われております。

先月 8 月 1 日、当町においても栃木県・那珂川町凶上総合訓練が行われ、室町及び南町行
政区の皆様も実際に避難をしていただくなど、大規模な取り組みが行われ、新聞等でも取り
上げられておりました。訓練には地元の消防団の皆様も参加され、暑い中、汗を流されてお
りました。こうした日ごろの訓練が有事の際には何より役に立つのではないかと思います。

また、防犯という面では、ことし 3 月 7 日に発生した無差別殺人爆破予告、町内が騒然と
した経緯もあります。町内の認定こども園、小・中学校では迅速に対応していただき、結果
として被害はなかったことに安堵したことは記憶に新しいことではないでしょうか。

こうした防災・防犯を考えるとときに最も重要なものの 1 つが、的確な情報が早く届く、受
け取れる環境にあるということだと考えます。人づたいの情報ですと、どうしても事実と異
なる内容が伝わってしまったりして混乱を加速させることもあります。

当町の場合ですと、最も身近に情報を得られるものの 1 つに、音声告知放送があります。
しかし、ケーブルテレビに加入していない世帯では室内で放送を聞くことができません。ま
た、屋外にいても車の移動中であったり外出中だったりすれば情報を得ることができません。
特に若い世代では、こうした地域の情報が入りにくい環境にあります。

最近では、多くの方がスマートフォンを活用し、多くの情報を得ています。行政としても
情報発信のツールとして、この環境を生かさない手はないかと思います。当町は若い方でも
しっかりとコミュニティを築いていらっしゃる方が多くいらっしゃいます。安否不明の知ら
せがあれば、町民全体で心配することができる地域でもあります。若い方にしっかりと情報
を届けていくことも、有事の際に混乱を少しでも軽減できるものではないでしょうか。その
最たるものが、多くの自治体で取り入れられている防災アプリです。当町にもデータ放送
「なかなび」という防災アプリがありますが、あまり知られていないように感じます。

また、タイムリーな情報を得ることができないのも課題ではないかと思います。ケーブル
テレビのシステムも活用した一斉メール配信の制度などの導入、もっとニーズに即した形で
活用されれば有効な手段となり、防災・防犯意識の高まりに対応することができます。

また、それと同じくらい大切なのが、日ごろよりマニュアルを備え、有事の際にどのよう
な行動をとったらよいかということ、特にお子さんのいらっしゃる家庭では不安が多いか
と思います。認定こども園にお子さんを通わせている保護者の方から、いざというときに混
乱のないよう、こういった対応をとるべきなのかをマニュアル化してほしいという声が以前

から上がっております。マニュアル化され、かつそれに基づいた訓練が実施されることで有事の際の心構えができるものです。小学校では、危機対応こんなときというA4、4枚で非常にわかりやすい内容で毎年、保護者に配布されております。こども園においても、同様の対応が求められております。個人できる防災・防犯もありますが、やはり行政のレベルでも改めて再確認すべき時期かと思えます。

そこで、細目5点について伺います。

1点目、当町における有事の際の防災・防犯の町民への周知の方法について伺います。

2点目、当町における防災アプリ「なかなび」の活用及び周知の状況について伺います。

3点目、音声告知放送を受け取ることのできない状況の町民に対する周知方法について伺います。

4点目、認定こども園の防災・防犯等に対応するマニュアルの整備事業について伺います。

5点目、認定こども園において、災害発生時及び不審者による緊急事態に対応した園側・保護者側双方の行動マニュアルがあるかどうかを伺います。

以上、5点について伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 町民の防災・防犯意識の高まりに応えるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、有事の際の防災・防犯の町民への周知方法についてですが、ケーブルテレビ網を活用した音声告知機、屋外拡声装置、消防団車両による広報巡回、携帯電話によるエリアメールなどの手段を活用して周知を行います。また、テレビやラジオからの情報収集を積極的にお願いしたいと考えております。

次に、2点目、「なかなび」の活用及び周知状況についてですが、ケーブルテレビでは平成29年3月から自主放送内でデータ放送サービスを開始しています。リモコンのdボタンを押すことでデータ放送を見ることができ、天気予報や町からのお知らせ、イベント情報などを掲載しており、さらに災害時には、町から配信されるLアート情報により避難勧告や避難指示などの防災情報を確認することができます。「なかなび」はデータ放送アプリとして、お手持ちのスマートフォンからデータ放送の内容の一部を見ることができるようになっております。

また「なかなび」の周知状況についてですが、町広報紙や町ホームページへの掲載により

周知を図っているところですが、まだまだ認識されていない現状もありますので、今後とも周知に努めていきたいと考えております。

次に、3点目、音声告知放送を受け取ることができない町民に対する周知方法についてですが、現在、音声告知放送はケーブルテレビ加入者への基本サービスとして行っているものであり、未加入者に対しては屋外スピーカーにより情報提供を行っております。音声告知放送は、災害時の情報伝達としては有効な手段の1つではありますが、ケーブルテレビ加入者のみへのサービスであることや屋外スピーカーからの放送では聞こえにくい地域もあることから、必ずしも全ての町民に対して有効な伝達手段とはなっていないことは認識しております。このため、今後、音声告知機を全戸へ配備できるよう検討しているところであります。

また、告知放送の内容がお手元のスマートフォンなどの情報端末にも配信されるようなシステムも、あわせて検討していきたいと考えています。

次に、4点目、認定こども園の防災・防犯等に対応するマニュアルの整備状況についてですが、震災、風水害等の防災については那珂川町認定こども園防災計画を、また、不審者に対する防犯等の対応については那珂川町認定こども園危機管理マニュアルを、平成29年4月策定しております。

次に、5点目、災害発生時及び不審者等による緊急事態に対応した園側・保護者側双方の行動マニュアルについてですが、こども園としての行動マニュアルは作成してありますが、保護者向けの行動マニュアルはまだ作成してございません。ことし7月からは保護者に対するメール配信サービスを開始し、有事の際には保護者に迎えに来てもらうなどの対応やメールでお知らせする体制がとれていますので、その流れをマニュアル化したものを保護者にお配りしたいと考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） それでは、再質問に入らせていただきます。

細目1点目ですけれども、先ほどの答弁の中に携帯電話によるエリアメールとありましたけれども、実際にはどのような情報が提供できるのか伺います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） エリアメールではありますが、エリアメールにつきましては「緊急速報メール」と呼ばれているもので、携帯電話事業者が無料で提供するサービスです。災害、

避難等の生命にかかわる緊急性の高い情報を携帯電話に一斉に配信されるものです。エリアメールには気象庁で配信する緊急地震速報、それから、気象に関する特別警報のほか、町などの地方公共団体から配信できる避難情報や土砂災害警戒情報などがあります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） エリアメールについては了解いたしました。

細目2点目について再質問をさせていただきます。

「なかなび」では、緊急情報、町からのお知らせ、イベント情報、休日当番医、公共施設電話番号などが検索でき、また、避難所検索ができるのも大変便利な機能です。さらに、この機能に音声告知放送で放送される内容が随時配信、確認可能な機能を追加することができないかを伺います。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 機能の追加についてのご質問にお答えします。

現在、那珂川町で活用しておりますデータ放送アプリにつきましては、那珂川町ケーブルテレビ独自のシステムではございませんで、ほかのケーブルテレビと共通のシステムとなっております。したがって、当町独自の機能を追加することは難しいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 独自のシステムではなく、ケーブルの共通システムということで機能の追加が難しいようなので、まずはこの便利な「なかなび」というアプリを町民の皆様にご存知いただくように、普及啓発を進めていただきたいと思います。

それでは、細目3点目についての再質問に入ります。

今の答弁の中にもありましたけれども、鈴木議員が以前の一般質問において屋外スピーカーからの放送が聞こえにくい地域があるというご指摘をされておりました。小川地区ですけれども、何か放送はされているけれども、内容が聞き取れないという状況、全く聞こえないという状況よりもさらに不安が募るというようなご意見をいただきました。これも解消する必要があるかと思えますし、屋外スピーカーからの放送、音声告知放送を受け取ることでできない環境、車の中の移動中ですとか町外への外出、屋外音声告知が聞こえないところにい

る方にもタイムリーに情報が伝達できるように、先ほど答弁の中にもありましたけれども、スマートフォンなどの情報端末に一斉メール配信されるようなシステムを構築していただきたいと思えます。

先ほどの答弁の中でも一斉メール配信について検討していただけるということでしたけれども、どのような計画に基づいて方針などが進められていくのでしょうか。また、その計画年度もお伺いしたいと思えます。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 更新計画と更新の年度というご質問にお答えさせていただきます。

更新計画については、那珂川町地域情報化計画のほうで34年度以降に計画するよううたっていますけれども、現在の町の総合振興計画前期計画においてはうたってございませんので、次期後期計画が令和3年度から7年度までの計画を予定しておりますので、その中で取り組みまして早期に整備できるように考えていきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

[5番 益子純恵君登壇]

○5番（益子純恵君） 次期町の振興計画の後期計画の期間の早いうちに整備できるように検討していただけたらと思えます。計画の時期からすると、あまり先のことではないようですので、機器更新の時期にメール配信サービスが開始されるように準備をしていただくことを望みます。

このメール配信のサービスですけれども、ケーブルテレビ加入者に限定したサービスになるのか、あるいは登録した全ての町民に配信されるようなシステムになるのか、どのように検討されるかを伺います。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） メール配信の加入者への限定サービスになるのかというご質問にお答えいたします。

メール配信といいますよりも音声告知機を全戸へ配布するような方法で現在考えております。そういった情報をスマートフォンなど、そういった端末機器で配信できるように考えておりますので、加入者のみでなく希望する町民の方、皆様が望めば配信できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 音声告知放送を全戸に配備したいというお考えですし、望む方、望む町民全ての方にそういう情報を届けていただけるようにしていただきたいのと同時に、まだケーブルテレビの未加入世帯が多い状況でございますので、今までどおり加入促進についてもお願いをしたいところです。

それでは、細目3点目について、もう一つご質問いたします。

防災アプリの活用も含めて、ケーブルテレビ自体を防災に特化したものへ進化させていくことも、今後のケーブルテレビのあるべき姿と考えます。更新の際に防災に特化していくことで、非常に更新費用のかかる部分を、例えば対災害性強化のための緊急対策ということで、国土強靱化計画に基づいて実施されている取り組みに対して、総務省から放送ネットワーク整備支援事業費補助金、放送網の遮断の回避等といった防災上の観点からの支援で、これは条件不利地域においては老朽化した既存幹線を同時に更新するときも補助の対象となります。また、同じく総務省のケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業に対する補助制度等もあります。こういった制度が、当町の機器更新の時期に全く同じものがあるとはわかりかねますが、防災に重きを置いていくことで同様の補助制度を利用していくことも、当町の財政を考えますと必要なことかと思えます。

今後、ケーブルテレビの中で防災の位置づけを強化していく考えはあるのかを伺います。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） ケーブルテレビの中で防災の位置づけを強化していくかというご質問にお答えしたいと思います。

現在、日本各地で大雨等による災害が発生しておりまして、災害発生時の情報伝達につきましては、全国的にも身近なケーブルテレビが果たすべき役割が大きいと言われております。したがって、今後ケーブルテレビの整備に当たりましては、ご指摘のように防災や災害対策をメインに機能を充実させるように考えていきたいと考えております。

財源等につきましても、ご指摘のように総務省等の有利な補助金等で有利な整備ができるように、少しでも財源の軽減を図れるように研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ケーブルテレビを防災・災害対策のメインに機能を充実させていくことで、自分の地域を知るための最も有効なツールの1つとなることと思います。ぜひ財政面も考えて有利な補助制度等も利用していただけることを検討していただけたらと思います。

細目4点目についての再質問に入らせていただきます。

震災、風水害等の災害については那珂川町認定こども園防災計画を、不審者に対する防犯等の対応については那珂川町認定こども園危機管理マニュアルを策定されているとのことでしたけれども、この2つのマニュアルは、いずれも3園共通のものなのかどうかを伺います。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） マニュアルにつきましては、3園とも共通のものとなっております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 3園共通のものということで理解をいたしました。

細目4点目について、もう一つ質問をさせていただきます。

先ほどの那珂川町認定こども園防災計画の中に、土砂災害への対応が位置づけられておりませんが、いつ起こるかわからない災害に備え、土砂災害に対するものも入れ込む必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 計画の中に土砂災害について記述がということなのですが、現在の計画の中には風水害編の中に、数行だけ入って、記述されているような形になっており、確かに不十分な状況となっております。土砂災害への対応につきましても、防災計画に関しましては重要な部分でありますので、これから防災計画の見直しを行いまして、土砂災害に関する内容につきましても計画の中にしっかりと盛り込んでいきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひ土砂災害についてもしっかりと盛り込んでいただきたいと思えます。

それでは、細目5点目について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、こども園側の行動マニュアルは作成してあるとのことでした。しか

し、有事の際には保護者といたしましても、子供を迎えに行く際の手順、その連絡方法等をしっかり確認しておくこと、それを明文化していただくことで、いざというときにしっかりと行動することができるということにもつながります。

7月から認定こども園においてもメール配信サービスが開始されまして、お迎えの連絡がとれるようになったということですが、保護者側の行動マニュアルに関しましても、早急に作成して保護者に向けて配布していただくようお願いいたします。この行動マニュアルは保護者にとりましても大変重要なものですので、実際にいつごろに配布可能かをお伺いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 既にメール配信サービスは開始しておりますので、その流れをフローチャート的なものにしたものをお配りするということですので、そんな分量が多いものではなくてA4何ページか、何枚か程度のものになるかと思いますが、早急に、今9月ですので、今月、来月といった早い時期にお配りしたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 保護者の方がそれを大変望んでおられますので、早期ということで安堵されているのではないのでしょうか。よろしく願いいたします。

それともう一点、その行動マニュアルに沿った形での園児の引き渡し訓練は、認定こども園3園で実施されているのかを伺います。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 引き渡し訓練の実施についてのご質問でございますが、幼稚園があったところにおきましては、幼稚園においては、この引き渡し訓練は実施してきておりました。しかしながら、認定こども園となりましてからは、2号、3号認定の子供の保護者の皆さんにおかれましては、仕事などの都合があつて訓練に参加することが難しい状況がございますので、現在のこども園では引き渡し訓練については実施はしておりません。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 当町のこども園におきましては、保護者の送迎で登園、降園をしておりますので、有事の際にもお迎えに行くことは比較的混乱がなく行えるように感じますけれども、実際その場になると、ふだん送り迎えをしているご家族とは別の方がお迎えに来ると

いう場合もありますので、それぞれのご家庭でも確認できるマニュアルはもちろん、引き渡し訓練の必要性も感じます。しかし、今の答弁にもありましたように、お子さんを預けている間に仕事に行かされているような保護者におかれましては、その訓練のためにお休みをとられることは大変難しいかと思しますので、細かいことですが、こども園の行事の際に保護者の方が多く集まる席で、改めて有事の際の行動確認を皆さんとともに訓練にかかわる有効な手段として取り入れていただけたらと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） これから保護者向けのマニュアルをせっかく作成しますので、そのつくったマニュアルが有効に活用できますように、保護者会、それから、園の行事など、保護者の方が大勢集まるような場を利用して、マニュアルの内容の説明とか、それから、何かあったときの有事の際の行動確認などを行っていきたくと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 保護者の方が、実際に自分がどういった行動をとればいいのかということを確認するいい機会にもなると思しますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、2項目め、エコグリーンとちぎ建設に伴う県道那須黒羽茂木線の一部町道移管に際する道路整備について伺います。

町道那須黒羽茂木線は、那珂川町の町民にとりまして大変重要な生活道路です。この一部である、ひばり認定こども園付近から馬頭小学校付近の交差点部までが、エコグリーンとちぎの建設に当たり町道に移管されることとなりましたけれども、国道293号線の都橋付近から、ひばり認定こども園を過ぎた下り藤橋あたりまではバイパスとなり、新道路の建設が進められております。バイパスができて町民の利便性が向上されるのであれば大変喜ばしいことではありますけれども、今回はあくまでエコグリーンとちぎ建設のためにバイパスが建設され、そのかわり一部が町に移管されるというものです。町が町民の生活における利便性向上のために建設されているものではないということが重要なところではないでしょうか。距離にしますと、それほど長い距離ではありませんけれども、小砂、和見地区にお住まいの皆様が、こちらの役場方面に来られる際にも通る道路ですし、自転車通学される中学生の通学路にもなっております。

そこで、細目2点について伺います。

1点目として、エコグリーンとちぎ建設に伴い、ひばり認定こども園西側に建設中の県道那須黒羽茂木線の工事概要及び一部町道に移管される路線について、そのスケジュールを伺います。

2点目として、町道移管される部分は、現状舗装の傷み、ラインの劣化、横断歩道の未設置等、課題が多い部分があります。後々の町の負担を鑑みて、町道移管前に再整備を要望すべきと考えますが、町としての考えを伺います。

以上、2点について伺います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） エコグリーンとちぎ建設に伴う道路整備状況についてのご質問にお答えします。

まず1点目、県道那須黒羽茂木線の工事概要及びスケジュールについてですが、ひばり認定こども園西側に現在建設中の新設道路は、平成27年度に事業着工し、ひばり幼稚園北側の下り藤橋上流から都地内、国道293号と町道永畑川崎線の交差点までの延長約1.3キロ、幅員10.5メートルの2車線の道路で、工区名は岩下工区として整備が進んでおります。この区間については、今年度末ごろ完成、供用開始と伺っております。一部町道に移管される区間は、県道那須黒羽茂木線、和見、下り藤橋付近から久那瀬字舟場までの馬頭地区、県道矢板那珂川線との重複部分、延長約440メートルを除く延長約3キロで、県から町への管理移管については、今後12月の定例会で町道路線認定議決をいただき、県道岩下工区の供用開始と同時期に町道として移管を受ける予定としております。

次に、2点目、町道への移管前の再整備についてですが、今回県より移管を受ける箇所の再整備については、平成27年10月に県と町の移管に関する覚書を締結しており、その中で移管区間を現状有姿により引き継ぐこととしております。今回、県烏山土木事務所に確認したところ、引き継ぎを受ける区間のラインの消えた箇所等に関しては、維持補修事業の中で対応していただける予定です。横断歩道の新設につきましては、その必要性も含めて担当部局と調整し、進めてまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 細目1点目のスケジュールについては了解いたしました。

細目2点目について再質問させていただきます。

以前からお願いしている引き継ぎを受ける区間のラインの消えた箇所については、今のご

答弁にもありましたが、県と協議していただいて維持補修で対応していただけるということで了解をいたしました。横断歩道につきましても、和見方面から馬頭中学校に自転車通学されているお子さんが安全に通学できるように調整をしていただきたいと思います。

町道に移管される前の再整備ですけれども、平成27年10月に県と町との移管に関する覚書を締結され、移管区間を現状有姿により引き継ぐとされているようですけれども、現状有姿とは文字どおりそのままの状態に移管するということによろしいのでしょうか。この現状とは、いつの時点での現状なののでしょうか。覚書を締結した時点なのか、それとも移管されるそのときという状態なのかを伺います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 質問にお答えします。

まず、現状有姿とは、議員がおっしゃるとおりの状態でございます。

次に、いつの時点の現状なのかにつきましては、覚書締結時ではなく新たな道路が完成し、供用開始の告示と同時期ということで、つまりは移管されるときということになります。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 供用が開始の告示の時期に同時に移管されるということで了解をいたしました。

この路線に関しましては、エコグリーンとちぎ建設に伴い町道移管されるということが重要なポイントではないかと思っております。町民の皆様にとりましても重要な生活道路ですし、今すぐ再舗装が必要な状況ではないとは思っておりますけれども、舗装に亀裂が生じていたりする現在の傷みぐあいを見ますと、遅かれ早かれメンテナンスが必要になってくるかと思えます。この区間が後々町道として町の財源で補修することになれば、かなりの財源が必要となってくるかと思われます。

先ほどの答弁にもありましたが、新たな道路が完成して供用開始と同時期に移管されるということであれば、それまでは県の管理であるかと思しますので、県と町とが現地を確認していただきまして、必要な箇所はぜひ修繕していただけるように県に要望していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 舗装等の傷んだ部分の補修を県道のうちにお問い合わせらどうかというご質問でございますが、先ほどもお答えしましたが、移管前の補修等は栃木県において

対応していただけることとなっております。町への移管後に発生したものについては、町の費用負担にて補修等を実施することとなります。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 町へ移管した後に発生したものについては、町の費用負担で補修等を行うことは、これは当然のことと了解しております。できることであれば、きれいな状態でお渡ししていただきたい、そのようには感じてはおりますけれども、町としましても県としましても、今、大変財政が厳しいところだとは思いますが、本当にきれいな状態で引き渡しをしていただくという状態はちょっと難しいのかなと思いますし、そこを強く要望してしまうと、今まで町が県と築き上げてきた信頼関係、人間関係もございますので、それを崩してまで何かをしてほしいとは要望はいたしません。

移管されるこの路線につきましては、あくまでエコグリーンとちぎ建設に伴う路線であるということを念頭に置いていただきまして、いずれ町道として整備が必要になった際には、厳しい町の財政事情を鑑みまして、いろいろなところに財源がございますので、交付金事業等、財源を県で見通しをつけていただいて、特段の配慮をしていただくことをお約束していただくことを望みます。当町には県とのしっかりとしたパイプを持っていらっしゃいます副町長もいらっしゃいますので、後々の町の財政負担が少しでも軽減されるよう強くお願いしたいと思います。

2項目については、以上で終わります。

それでは、3項目として、幼児教育・保育の無償化について伺います。

ことし5月10日に幼児教育・保育を無償するための改正子ども・子育て支援法が成立しました。これによって、ことし来月になります、10月1日から3歳から5歳児までは全世帯、ゼロ歳から2歳児は住民税非課税世帯を対象に認可保育所などの利用料が無料になります。当町においては、3園あるこども園がこれに当たります。最近では、歌のお兄さんとして有名な横山だいすけさんが内閣府のCMに出演しているので、見かけることがあるかと思いません。

この無償化により、子育て世代にとりましては負担軽減となり、大変ありがたいと感じているところですが、一方で、初年度のみ全額国費で負担されますが、次年度以降は公立施設、つまり当町においては認定こども園3園の負担割合は100%、町の財政負担となってまいります。当町においては、これがどの程度の負担となってくるのでしょうか。

また、無償化によって認定こども園を利用する乳幼児がふえることも予想されます。そのことが与える影響も考える必要があるかと思えます。

そこで5点伺います。

1点目、来月10月に実施予定の幼児教育・保育の無償化において、現行との変更点を伺います。

2点目、幼児教育・保育の無償化による当町の財政負担を伺います。

3点目、当町独自の第3子以降の保育料無料の制度は今後も継続されるのかを伺います。

4点目、無償化により在宅の児童たちも利用することが予想されます。待機児童が出ないか、また、現在の認定こども園の定員で十分なのかを伺います。

5点目、無償化により認定こども園の入園児童が増加すると予想されますが、保育教諭確保の取り組みの状況を伺います。

以上、5点について伺います。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 幼児教育・保育の無償化についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、本年10月に実施予定の幼児教育・保育の無償化における現行との変更点についてですが、主な改正として、認定こども園等に通う3歳から5歳までの子供とゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供に係る保育料が無償化されます。無償化されるのは、保育に係る部分のみですので、給食費に相当する部分は引き続き保護者の負担となります。

なお、年収360万円未満の世帯の子供と第3子以降の子供については、給食費についても全額免除となります。

また、保育時間外の預かり保育についても、認定こども園の1号認定保育の子供のうち、保育の必要性のある子供については無償化されます。

次に、2点目、幼児教育・保育の無償化による当町の財政負担についてですが、無償化となった保育料に対し、今年度分については子ども・子育て支援臨時交付金として国から交付されることとなります。来年度以降については、地方交付税のうち普通交付税算定の際、基準財政需要額に算定されますが、保育料減収分が全額算入されるわけではないため、町の負担がふえることが予想されます。

なお、来年度の算入単価はまだ国のほうから示されておりませんので、実質負担が幾らふえるかは現段階では不明となっております。

次に、3点目、当町独自の第3子以降の保育料の制度は今後も継続されるのかについてですが、現行どおり第3子以降の保育料の免除を継続していきます。

次に、4点目、待機児童が出ないか、現在の認定こども園の定員で十分なのかについてですが、今回の幼児教育・保育の無償化の対象は、3歳から5歳の子供及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供で保育の必要性がある子供に限られます。そのため、制度改正後、利用者の増加があったとしても、認定こども園の定員内におさまり、待機児童は発生しないと考えております。

次に、5点目、保育教諭確保の取り組みの状況についてですが、保育教諭の確保については、那珂川町のみならず全国的にも厳しい状況となっております。職員採用に当たりましては、保育教諭を養成している県内の大学、短大などに募集要項を送るほか、保育の就職イベントなどにも参加しまして、来場者にPRをするなど、各種の方策を講じております。さらに、保育実習で各こども園へ来園した学生にも採用試験を受けるように進めるなど、保育教諭の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ただいまの答弁で幼児教育・保育の無償化についての変更点などは理解できました。大幅な制度の改正ですので、無償化と一言で言っても、町民の皆さんには、どこがどう変わるのかは大変わかりにくいかと思います。

また、細目2点目についての町の財政負担ですけれども、来年度の算入単価が示されていないということですので、実際どの程度の負担増になるかわからないということですので、再質問はありません。

先ほどの細目4点目の答弁で、利用されるお子さんが増加しても待機児童は発生しないという答弁を受けて、細目5点目について質問をいたします。

利用されるお子さんが増加しても待機児童は発生しないということでしたけれども、保育教諭が十分でないために入園しにくいような状況というのは予想されますでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 保育教諭につきましては、法律上の定員には定数には達してはいるんですけれども、加配などを考えると若干もう少し欲しいかなという状況にはなっております。

ただ、現段階では来年度の当初の申し込みの段階では、現在の定員で何とか受け入れは可能な状況にはなっておりますので、現在程度の保育教諭が確保できれば受け入れが難しいという状況までには至らないと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 何とか基準を満たしているということで受け入れ可能な状態であることはわかりました。恐らくぎりぎりの先生の人数でやっていらっしゃると思いますので、やはり十分な保育教諭の確保の対策が必要かと思われまます。

細目5点目について、違う角度で質問させていただきます。

職員の採用に当たっては、保育の就活、イベントなどでPRをされているということですが、やはり全国的に保育教諭が不足しているという状況で、いかに当町で保育に当たっていただくかということを考えると、現状のままでは厳しいように感じます。実習生にも採用試験を周知されるなど、たくさんの努力をいただいていると思いますけれども、その採用の方法はどのようなもので、いつ試験が行われるのかを伺いたいと思います。

民間の保育施設などにおくれをとってしまうと、やはり採用を逃してしまうというケースもあるのではないかと考えます。柔軟な採用試験のあり方が求められるのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） ただいまのご質問ですが、まず、正職員の保育教諭の採用という形でお話ししたいと思います。採用の方法につきましては、保育教諭はほかの事務職などと同様に、職員採用試験により採用しております。7月に職員採用の試験、募集の案内を開始しまして、9月に一次試験の学科試験、それから、10月に二次試験で作文、面接等を行いまして、11月ごろに合格発表というスケジュールになっております。

これに対しまして、民間の施設におきましては、学科試験等は特に行わず、面接だけで採用を決定したりとか随時、正職員の採用を決定したりとか、柔軟な対応が可能になっているため、民間のほうの施設にある程度、一定数流れて、ちょっと公立施設が採用しづらくなっているという面があるのかと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 公立であるという観点からなかなか柔軟な対応が難しいのかなとは思

いますけれども、早目、早目に採用を決めることができるような試験のあり方を今後検討していただけたらと思います。

現在、臨時雇用の保育職員の募集についてですけれども、こちらはどのようになっているのかをお伺います。多様な働き方ができているのか、そこについて伺います。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 臨時職員の採用方法についてのご質問にお答えいたします。

臨時職員につきましては、来年度の採用予定の臨時職員を12月に募集しまして、1月に書類審査、それから、面接等を行って決定するという流れになっております。それでも予定数に達しない場合には、年度途中であっても随時募集を行いまして、面接などにより採用しております。

臨時職員の働き方等につきましては、臨時の保育教諭が予定数に達しない状況が続いておりますので、例えば3カ月だけの勤務だったら可能だとか、午前9時から午後2時までの短時間だったら勤められるとか、そういった応募者の要望や都合に柔軟に応じて、臨時職員の採用を行っているところであります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 多様な働き方についても、柔軟に対応していただいているようなので、今後も継続してお願いします。

それでは、もう一点ご質問させていただきます。

この地域にも潜在保育士と言われる今、お仕事をされていない保育士、保育教諭の方がいらっしゃるかと思いますけれども、その掘り起こしについても必要なのではないかと考えます。人材の確保に当たっては、保育教諭の待遇の向上が求められるのではないのでしょうか。近隣市町でも足りない状況で、いかに当町のこども園で仕事をしていただくか、仕事に対する魅力の向上もさることながら、やはりしっかりとした処遇、待遇の改善がなされていかなければ十分な保育教諭の確保をするのが難しいのではないのでしょうか。

現在行われている処遇の改善、また、今後どのような待遇の改善が考えられるかを伺います。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 待遇の改善ということに関するご質問であります、現在

の臨時の保育教諭の賃金につきましては、近隣市町の保育園やこども園などの賃金の状況を詳しく把握しまして、待遇面で見劣りすることがないようにこれまで待遇の改善に努めてきました。

これからにつきましては、来年度から新たに会計年度任用職員の制度が始まりますので、より多くの保育教諭を確保できますように、制度導入後につきましても、他の市や町と同等以上の賃金の水準となるように努力していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 新たな制度導入後も他市町と見劣りすることのないような賃金の制度をつくっていただきたいと思います。

若い世代の町外への流出を少しでも緩やかにするためには、子育ての環境が整っていません。その点から見ても、保育教諭の充実が不可欠です。加配が必要なお子さんにしっかりと寄り添うことのできる体制をつくるためにも、やはりそういった保育教諭の充実というところは欠かせないかと考えます。

先ほど潜在保育士の掘り起こしのために近隣市町でも取り組んでいる復職への補助制度の創設も検討すべきではないでしょうか。近隣市町ですと、那須烏山市では保育教諭の資格や幼稚園教諭の免許を持ちながら1年以上、保育や教育の現場から離れている方の就職を応援するための就職準備金を最大10万円交付しております。また、自治体によりましては保育士定着支援金として、採用後1年経過ごとに6年経過まで毎年20万円、7年経過すると30万円の一時金を支給するなど、どこの自治体でも保育士確保のためにさまざまな対策をとっております。どれほどの効果が得られるのかはしっかりと精査しなければならないと思いますけれども、これらの補助制度を町でも検討されるべきと思いますけれども、町としての考えを伺います。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 潜在保育士の掘り起こしと、保育教諭を確保して充実した保育体制をつくるという意味合いにおきましては、議員がおっしゃられたように、就職復職のための準備金を支援するとか定着支援金を出すとか、それから、あるいは例えば保育教諭を目指す学生に奨学金のようなものを出すとか、いろいろな事例が各市や町で行っておりますので、どのような制度が効果があるのか、その事業の費用対効果を十分に分析した上で、どういう事業を導入できるか、これから検討していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 当町にも保育に携わりたいというそういう志を持った学生がたくさんいらっしゃいますので、ぜひそういった学生への奨学金等も充実していただきまして、今、保育教諭を目指しているお子さん、学生にはこの町で働いていただけるようなそういった制度をつくっていただきたいと思います。

人手が少ないと、お子さんがいる時間はその保育に専念をしなくてはなりませんし、記録、会議、事務的なことを後回しにせざるを得ない状況が出てきます。これが時間外労働にもつながってきますので、処遇が改善されて保育教諭が十分に確保できることが子供たちの保育のためにも大変重要なことではないかと考えます。

いずれにしても、子供たちが心豊かに安心して通園ができることができ、そこで働く先生方もやりがいを感じ、仕事に取り組めるように町としても独自の施策を推し進められることを強く要望いたしまして、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（小川洋一君） 5番、益子純恵さんの質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時30分といたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時30分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 吹 場 寿 郎 君

○議長（小川洋一君） 2番、吹場寿郎君の質問を許可します。

吹場君。

〔2番 吹場寿郎君登壇〕

○2番（吹場寿郎君） 2番、吹場寿郎です。議長より質問の許可をいただきましたので、通

告書に基づき、高齢者ドライバー問題に対する対策について、一般質問を行いますので、簡潔明瞭な答弁を期待します。

近年、高齢者による自動車事故がクローズアップされておりますが、75歳以上の運転者による死亡事故が毎年400件を超え、死亡事故に占める高齢者ドライバーの割合も10年前7.4%だったのが、昨年は12.8%と年々ふえているのが現状です。これは、ドライバーの年齢化、高齢化とともに75歳以上で免許を持っている人が10年前と比べると2倍になっているので、事故が減らないという側面もあります。

また、高齢者の方に「特技は」と聞くと「車の運転」と答える人も少なくなく、実際80歳以上のドライバーのうち72%の人が「運転に自信がある」と答えているというデータもあります。しかし、実際には運転なんてとてもできないほど、運動能力や認知能力が衰えた人もいるでしょうし、まず、自分の運転能力を客観的に認知している人は皆無だと思います。そんな人たちでも運転ができる社会設計になっているのですから、高齢者の事故は社会の設計ミスによって生まれる必然な事件だといえるのではないのでしょうか。

それならば、事件を未然に防ぐために私たちは社会を変える努力をしなければいけませんし、特に当町のような環境下では、これまでのように自主的な免許返納を促すだけでは、いつまでたっても解決には至りません。

そこで、当町における高齢者ドライバーへの対応について、細目4点について伺います。

まず、1点目、社会現象となっている高齢者ドライバーの事故撲滅に対し、町の方針を伺います。

2点目に、高齢者ドライバーへの認知機能検査において、「機能低下のおそれがある」と診断されたドライバーに対し、機能回復措置などへの取り組みについて伺います。

3点目に、免許の自主返納を促す一方で、デマンド交通では買い物も容易とは限らないですし、タクシーの使用にも限界があります。中でも、ひとり暮らしの高齢者に対する足の手だてはどのように考えているのか伺います。

4点目に、農業経営者にとって免許返納は死活問題であります。高齢化の進む当町の農業振興を衰退させないために、町はどのように対応する考えか伺います。

以上、4点について伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 高齢者ドライバー問題に対する対策についてのご質問にお答えをいた

します。

まず1点目、高齢者ドライバーの事故撲滅に対する町の方針についてですが、高齢者対象事業としては、町の交通教育指導員、那珂川警察署職員による各地区老人クラブを対象として、交通教室を開催しております。さらに、町主催のいきいきシニア教室や転ばん運動教室の参加者に対しても、同様に交通教室を実施しております。

また、昨年度から高齢者運転免許自主返納支援事業によりデマンド交通の無料券の配布など、運転免許返納者に対する支援を行っています。

悲惨な交通事故を防ぐために、今後も交通教室等の実施による啓発、啓蒙活動を行ってまいります。

次に、2点目、ドライバーに対する機能回復措置などへの取り組みについてですが、現在の制度では75歳以上の方が免許証を更新するには、高齢者講習及び認知機能検査を受けなければなりません。その結果によっては、専門医による臨時適性検査による診断または主治医等の診断書の提出が必要な場合があり、認知症と診断されれば聴聞等の手続の上で、免許の停止または取り消しとなります。

現在、町では機能回復に対する独自の取り組みはございませんが、予防が重要と考え、いきいきシニア教室や転ばん運動教室において、比較的軽い運動を行っていただき、健康増進や機能維持を図っておりますので、積極的な参加をお願いしたいと考えております。

次に、3点目、ひとり暮らしの高齢者に対する足の手だてについてですが、町の公共交通はデマンド交通、コミュニティバス、民間路線バス、民間タクシーとなっております。特に町内病院への通院や買い物については、デマンド交通をご利用いただきたいと思います。

なお、町社会福祉協議会の事業として福祉タクシー事業がございます。これは要件を満たす介助が必要な高齢者や障害のある人の移動手段の確保として、タクシー券を発行し、料金の助成を行うものであります。

今後とも現在の公共交通をより利用しやすくするよう検討してまいります。

次に、4点目、高齢農業経営者の免許返納に対する対応についてですが、高齢農業経営者にとって免許返納は、農業経営が大変厳しくなることと認識しております。このため、後継者がなく、高齢のため農業経営をリタイアする農家の農地は、農地中間管理機構を介し、地域の担い手、農地集積や作業受委託を勧め、地域農業が継続されるよう努めているところであります。

今後も高齢による農業リタイアがふえると考えますので、地域ぐるみの話し合いにより地域の経営母体となる担い手農家を育成し、農地の集積、作業受委託等を推進する人・農地プランを作成し、地域農業が継続される環境整備を引き続き努めてまいります。

以上、1回目の答弁といたします。

○議長（小川洋一君） 吹場君。

[2番 吹場寿郎君登壇]

○2番（吹場寿郎君） それでは、再質問に入ります。

まず、1点目の事故撲滅に対する町の方針について。

運転技能に対する指導や活動については理解しますし、免許返納支援事業も一つの選択肢だと思います。しかし、後者については本人が自覚しない限り対策には結びつきません。説明の冒頭でも申しましたが、高齢になればなるほど「運転には自信がある」と答える現実がありますし、事故などが発生してから、「もう運転はやめよう」では遅いです。

そこで、まずは本人への自覚を早期に促すために、例えば75歳未満のドライバーの方へも安全運転事故診断や認知機能検査に取り組んでいただけるような能動的なフォローアップなども必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

もう一点、近年開発が加速している後づけ安全装置取り付けのための助成金対応について、町の考えを伺います。

○議長（小川洋一君） 吹場君、1点ずつお願いします。

○2番（吹場寿郎君） わかりました。失礼しました。

それでは、1点目のほうの質問をお願いいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） ご指摘の75歳未満のドライバーについての高齢者講習前の認知機能検査の義務は、現在ない状況でございます。本人の自覚だけでは判断が難しいというところもありますので、家族の協力というのが必要になると考えます。家族の中で話し合いまして、運転に不安を感じるようになった場合には、警察署や運転免許センターなどに設置されている運転適性相談窓口、こちらへ相談いただくよう広報紙等で啓発していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 吹場君。

[2番 吹場寿郎君登壇]

○2番（吹場寿郎君） 自覚を促すための啓蒙活動は一朝一夕ではいけないと思いますが、ぜ

ひ継続性を持って進めていただきたいというふうに思っております。なかなかそういったものの啓発活動、イベントが開催されても、なかなかきっかけがなくて参加できないというのが現実でありますので、ぜひともそういったところ、一人でも多くの方に参加できるような施策を考えていただければいいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、もう一点につきまして、近年開発が加速している後づけ安全装置取り付けのための助成金対応について、町の考えを伺います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 後づけの安全装置のための助成ということですが、既に東京都ではペダルの踏み違い等による急加速を抑制する機能を有する安全運転支援装置を自己負担1割で購入できるというような取り扱い業者に対して補助を行っているというような制度をつくっております。県内では日光市が今年度から安全装置等が車載された新規登録車両の購入補助を行っていると聞いております。当町でも補助制度を研究するとともに、全国的な問題でもありますので、国・県への要望等についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 吹場君。

〔2番 吹場寿郎君登壇〕

○2番（吹場寿郎君） 当町においても、こういった装置の導入について検討がスタートしているということで安心をしました。

それで、具体的な目標導入時期などについて、もし開示できる範囲で結構ですので、町の考えがありましたらお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 制度の実施時期につきましては、今のところ決まっておりません。まずは検討いたしまして、先ほども言いましたが、国・県への要望等も考えまして、ほかの市町村におくれをとれないような形でできればと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 吹場君。

〔2番 吹場寿郎君登壇〕

○2番（吹場寿郎君） 安全装置につきましては、最近では安価で高性能な装置が多数販売されております。総務課長のほうからも今、ご意見いただきましたように、他町村におくれないように率先、推進していただけるということですので、ぜひこういったものも研究してい

ただいで、一日でも早い導入を実現できるように目指していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目について再質問を行います。

作業療法士やソーシャルワーカーに話を聞きますと、こういった機能低下者への有効なりハビリ手段として会話、特に歩きながらおしゃべりをするという、体と脳を同時に動かす行為が効果的だそうです。こういったコミュニケーションの苦手な特に男性、積極的な働きかけはできないか伺います。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 認知機能低下者への有効なりハビリということについてですけれども、包括支援センターで実施している介護予防事業は、身体機能及び認知機能の低下を予防する内容の教室となっております。65歳以上の楽しい運動教室や地区サロンなどでは有酸素運動に加え、2つのことを同時に行うデュアルタスク運動を取り入れて、脳の血流がふえるような内容を実施しております。そのようなところへ参加することも有効かと思えますので、相談の際や、あるいは地域の方々からの声かけなど、働きかけしていただければと思っています。

さらに、疾病の一次予防がやはり大切であると認識をしております。健康増進係では運動を中心とした、なかがわフィットネス倶楽部やメンバーズらくらく倶楽部、また、今年度から開始した那珂よし健康ポイント事業など、食事に関する内容も含め、町民の方に幅広く参加していただけるよう取り組んでおります。

今後は、男性の方にも楽しんで参加していただけるような場と仲間づくりを地域関係者の皆さんと協議しながら検討してまいりたいと考えます。

○議長（小川洋一君） 吹場君。

〔2番 吹場寿郎君登壇〕

○2番（吹場寿郎君） 町では、さまざまな健康活動が行われているというのは存じておりますが、やはり参加率であるとか参加者を見ますと、やはり男性の参加者というのはかなり低いと思われま。

今回の課題、高齢者の運転の問題も、どちらかといえば主役は男性のほうが多いのかなというふうに思うんですけれども、こういったところへの参加率をどんどん上げていただいで、少しでも機能低下をおくらすような、そんな活動につながればいいなと期待しておりますので、ぜひ今後も、何度も申しますが、特に男性を誘い込めるような、そんな施策を

考えていただいて、根気よく働きかけをお願いしたいと思います。

次に、3点目について再質問を行います。

液体物を購入した際の買い物袋の重さは、優に5キロを超えますし、物によってはそれ以上の重量になるでしょう。これらをぶら下げて家まで持ち帰る行為は、高齢者にとって現実的ではありませんし、無理だと思います。これらを解決する手段として、例えば販売店による出張販売への取り組みや買い物代行の充実、さらにはスクールバスのあいている時間帯を利用して、買い物のために地域ごとに運行するなど、解決に向けた具体的なアプローチが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） スクールバスのあいている時間に運行できないかというなお話かと思いますが、以前町内には路線バスが運行されておりました。児童も通学に利用しておりました。しかし、昼間の運行時間帯の利用者が少ないために現在のデマンド交通へ移行となった経緯がございます。デマンド交通につきましては、自宅から目的地まで、また目的地から自宅までということで、乗りおりの際の荷物の積みおろし等も路線バス等に比べて、はるかに容易であるというようなことで考えておりますので、今後もますます利用しやすくなるような検討をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小川洋一君） 吹場君。

〔2番 吹場寿郎君登壇〕

○2番（吹場寿郎君） 利用状況はもちろんですが、利用者からの改善点や問題点など、現在事例として上っているものがあるようでしたら、ぜひお示してください。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） デマンド交通につきましては、自宅の玄関先から目的地ということで運行しております。目的地につきましては、町内42カ所設置しておりますが、公共機関であったり美容院、あるいはスーパーなどで、通常生活に必要なところを目的地として設定をしております。その指定乗降場所といいますか、その場所をふやしてもらいたいとか、あるいは町外への病院へ運行させてほしいというような要望は過去にもございました。

以上です。

○議長（小川洋一君） 吹場君。

〔2番 吹場寿郎君登壇〕

○2番（吹場寿郎君） なかなか交通機関がある程度そろっていても、それを十二分に利用してくださっている環境が、どうも完全でないのかなというふうに見受けております。もちろん広報を使って宣伝していただいて、こういう状況だと、運行の状況を紹介するのはもちろんですけれども、なかなか浸透し切れていない部分もたくさんございますので、ぜひせっかく町で行っている活動が町民末端までつながっていくように、十分に伝達といいますか広報していただいて、利用率が上がっていくような、そんな活動をぜひ推進していただきたいと思っております。

この問題につきましては、「買い物難民」と呼ばれる食料品などの日常の買い物が困難な状況に置かれている人たち、その数、全国でおよそ700万人と言われております。これらの実態を受け、経済産業省では買い物弱者の問題解決に向け、買い物弱者応援マニュアルを公開し、民間事業者、地方自治体及び住民が相互に連携できるよう、普及啓発に取り組んでいます。こういったものへも積極的に目を向け、買い物難民と言われる人たちが一人でも減るような実施展開が実現することを期待しております。

次に、第4点目について追加質問を行います。

中長期的な考えとして、中間管理機構や人・農地プランの適用はよいと思いますが、もっと短期的な視点で考えた場合、例えば野菜生産者で毎日軽トラックで直売所や道の駅に農産物を出荷されている方々が、突然免許返納を余儀なくされたとき、町はどのように対応していく考えなのか伺います。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 農業は事業としてやっておりますので、その事業として農産物を生産する。そして、それを輸送するということは農業者の責任で基本的にやるべきことだと思います。そして、それができなくなれば生産者団体または販売店と話し合いをして、その三者で責任をもって行うということが第一だと思います。

ただ、その農業をリタイアして小規模に、そして、多品目の農業を続けていくという場合には、そして、農業を続けていき、農地を荒らすことなく地域農業を続けていくという面から見た場合に、行政がその面で支援できること、お手伝いできることはあると思っておりますので、その辺は先進地事例などを参考にしまして検討させていただきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 吹場君。

〔2番 吹場寿郎君登壇〕

○2番（吹場寿郎君） 農産物の運送自体の問題は、課長ご指摘のとおり、直接農林振興には

関係しないと、これは私も理解します。それでも、結果として農業自体を弱体化させる引き金になる可能性は大いにありますので、今、ご答弁にもありましたように前向きに検討いただいて、ぜひこういった課題が発生する前に撲滅できるような、そんな体制、推進をしていただきたいと考えておりますが、そんな中で、例えばワーキングなどを立ち上げて直近で発生し得る事象について、どのように対応するか、具体的な検討を始める必要があると思われまますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 議員の指摘のワーキングですが、これから集落に入りまして人・農地プランの作成する場合に、座談会を行政区単位またはそれよりも小さい単位で行っていきます。その中で地域の農業者からの意見をいただきまして、本当に必要としているもの、そういうものを事業として実施していければと思いますので、その辺のご意見を広く拾っていきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 吹場君。

〔2番 吹場寿郎君登壇〕

○2番（吹場寿郎君） 事象発生を待って検討するのではなくて、ぜひ先手、先手での解決が実現できるよう期待して終わります。

今回の質問は、高齢者ドライバーを取り巻く環境を背景に、近い将来、確実に発生し得る課題を改めて共有することを目的に提示させていただきました。とにかく、何度も申し上げたとおり、待っては何の対策もできません。我々議員も一緒になって考えていきたいと思えます。本日答弁いただいた課のみならず、執行部一体となって解決できる環境が創立されることを期待して、私の質問を終わりにいたします。

○議長（小川洋一君） 2番、吹場寿郎議員の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時55分